

令和2年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：令和2年8月3日（月）
10時00分～12時00分

場所：県庁本館R階 R4会議室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

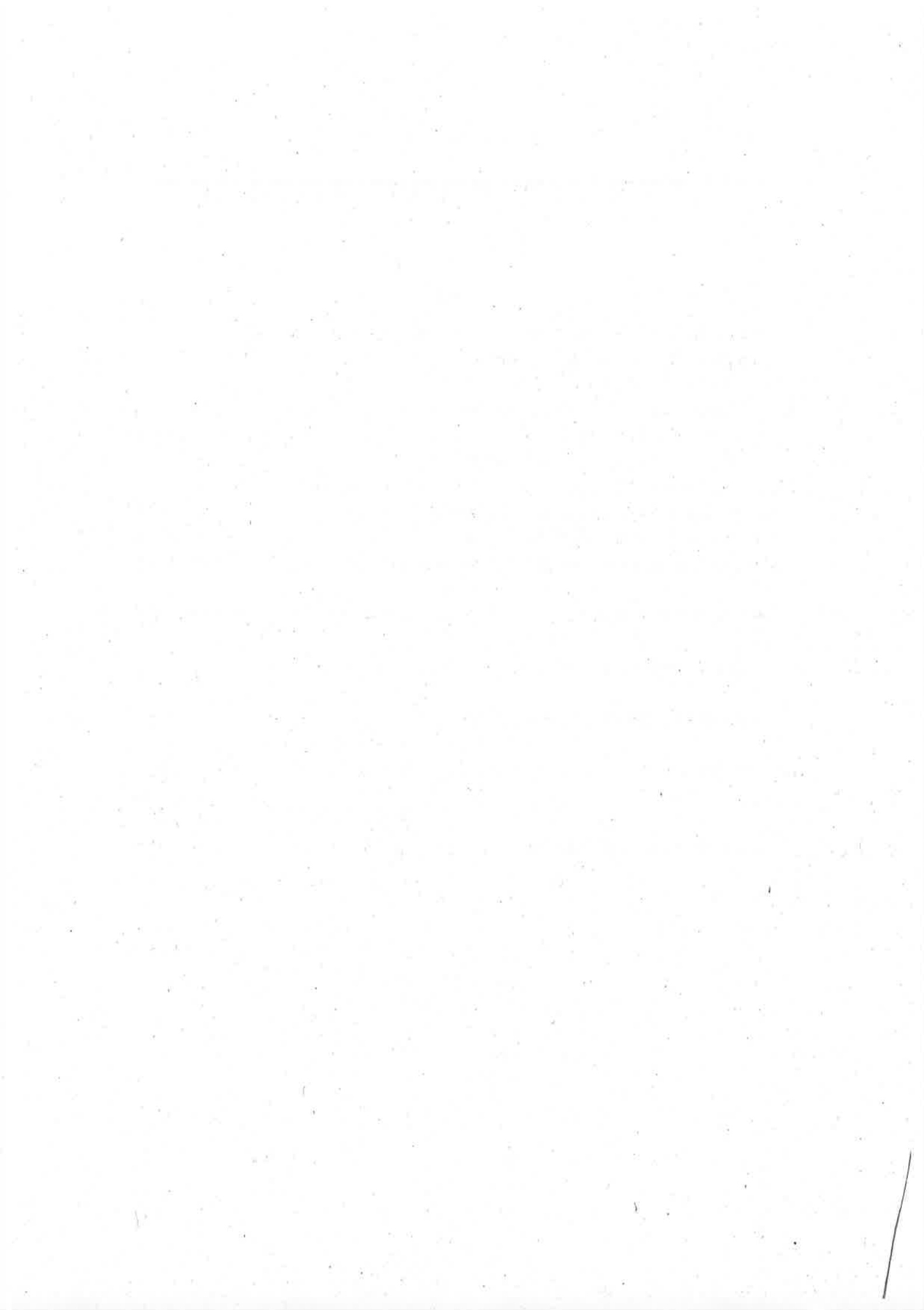
- (1) 動物愛護管理推進計画における令和元年度の進捗状況の点検について
- (2) 令和元年度の重点取組方針への取組結果及び令和2年度重点取組方針について
- (3) 広島県動物愛護管理推進計画における計画の見直しについて
- (4) その他

出席者名簿

区分	所属	役職名	氏名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教授	田丸政男
	広島市安佐動物公園元園長 (帝京科学大学元教授)		福本幸夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常務理事	寺川康彦
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会長	沖本秀和
4 動物愛護団体	広島県愛玩動物協会	代表	宮崎誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	センター長	有吉邦江
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター	センター長	上田康二
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課長	菊池和子
	広島県動物愛護センター	所長	中村満
	広島市動物管理センター	所長	田中宏子
	呉市動物愛護センター	所長	高田博之
	福山市動物愛護センター	所長	古賀聖得

令和2年度第1回広島県動物愛護管理推進協議会

1	動物愛護管理推進計画における取組み（令和元年度）について	
(1)	動物愛護管理推進計画の取組状況	1
(2)	令和元年度動物愛護管理実績	
①	令和元年度の犬・猫の致死処分数等	10
②	行方不明の届出件数等	11
③	犬による咬傷事故の件数及び状況	12
④	特定（危険）動物の許可状況	13
⑤	動物取扱業の登録及び立入調査の状況	15
⑥	犬・猫等の苦情件数集計表	16
(3)	犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数	17
2	令和元年度重点取組状況	22
3	令和2年度重点取組方針	25
4	広島県動物愛護管理推進計画の見直しについて	27
5	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	32
6	広島県動物愛護推進計画（現行）	68



(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況

施策	分類	取組	実施主体	取組内容		
普及啓発	動物愛護週間行事の充実	どうぶつ愛護のつどい(類似の行事を含む。)	広島県 広島県獣医師会 愛玩動物協会 東広島市	行事名:動物愛護のつどい 開催月日:令和元年10月20日 参加人数:1,751名 行事内容:譲渡講習会、警察犬・家庭犬模範演技、同行避難模擬体験と講習会、東広島市独自行事犬猫譲渡会、獣医師会によるマイクロチップ普及啓発、動物相談等 愛玩動物協会による迷子札作成、動物クイズ、パンフレット配布、動物相談		
			広島市	行事名:長寿犬の表彰 開催月日:令和元年9月23日 参加人数:118名 行事内容:長寿犬受賞対象者312名のうち表彰式出席者118名。欠席者194名に対しては賞状及び記念品を送付。		
			広島市	行事名:犬猫の休日譲渡会 開催月日:令和元年5月19日、7月15日、9月22日、11月17日、令和2年2月24日 参加人数:207名 行事内容:		
			呉市 愛玩動物協会	行事名:動物愛護のつどい 開催月日:令和元年9月29日 参加人数:400名 行事内容:どうぶつふれあいコーナー、どうぶつクイズ探し、動物なんでも相談、愛玩協会コーナー、新しい飼い主募集コーナー、写真展等		
			呉市	行事名:どうぶつ絵画コンクール表彰式・絵画展 開催月日:令和元年9月29日 参加人数:400名 行事内容:動物の絵の制作を通して児童の動物愛護思想の普及・啓発を図り、作品展により、市民に対する動物愛護及び適正飼養についての関心と理解を深める。		
			呉市	行事名:グリーンヒル郷原収穫祭 開催月日:令和元年6月2日、11月24日 参加人数:469名 行事内容:隣接する農業公園グリーンヒル郷原の主催行事で、動物ふれあいコーナー・新しい飼い主募集等		
			福山市	行事名:動物愛護のつどい 開催月日:令和元年9月21日 参加人数:150名 行事内容:雨天のため屋内行事のみ、長寿犬表彰、譲渡犬の写真展		
			三原市	行事名:動物愛護フェア 開催月日:令和元年11月9日 参加人数:約100人 行事内容:動物絵画コンクール表彰式、動物絵画コンクール展示		
			東広島市	行事名:保護犬猫を迎えよう 開催月日:令和元年6月2日、10月20日 参加人数:各500名程度 行事内容:市役所駐車場で開催。保護犬猫の譲渡会をはじめ、スタンプラリー、小さな命の授業、写真展等を行い、市民の動物愛護に関する意識を向上させた。		
			東広島市	行事名:動物愛護絵画展 開催月日:令和元年9月20日～26日 参加人数:約50人 行事内容:保護犬猫を題材とした絵画展示		
			愛玩動物協会	行事名:エコまつりin吉島 開催月日:令和元年10月13日 参加人数:4 行事内容:愛玩動物協会による迷子札作成、動物クイズ、パンフレット配布、動物相談		
			動物愛護週間行事の充実	動物慰霊式	広島県	行事名:動物慰霊式 開催月日:令和元年9月26日 参加人数:84名 行事内容:式辞:動物愛護センター所長、健康福祉局長(代読:食品生活衛生課食品衛生担当監)、来賓式辞:広島県獣医師会会長、献花、謝辞(総務課長)(参加:呉市、福山市、三原市、尾道市、大竹市、東広島市、安芸高田市、府中町、坂町、海田町、北広島町、江田島市、愛玩動物協会、県立保健所)
					広島市	行事名:動物慰霊式 開催月日:令和元年9月19日 参加人数:32名 行事内容:市長による追悼の辞、参加者による献花
					県保健環境センター	行事名:令和元年度実験動物慰霊式 開催月日:令和2年2月21日(金) 参加人数:20人 行事内容:動物実験に関する慰霊式(所内行事)
広島県獣医師会	行事名:広島県獣医師会動物慰霊祭 開催月日:令和元年10月2日 参加人数:30名 行事内容:					

施策	分類	取組	実施主体	取組内容	
普及啓発	動物愛護教育の充実	飼育講習会	広島県	行事名:犬・猫譲渡講習会	開催月日:毎月水金、第3日曜日、出張譲渡会(1月・2月第1日曜日、犬)
				開催回数:184回	参加人数:812名
				行事内容:収容頭数、飼主の義務、日常管理の方法、動物由来感染症、しつけデモンストレーション、適正飼養、ふれあい体験、人と動物の共通感染症等	
			広島市	行事名:犬猫の飼い方指導	開催月日:随時
				開催回数:59回	参加人数:59名
				行事内容:譲渡時に関係法令や飼い主の責任、飼養上注意する点などを説明した。	
			福山市	行事名:犬の譲渡講習会	開催月日:毎月第2、4木曜日、奇数月第2日曜日(9月を除く)
				開催回数:33回	参加人数:149人
				行事内容:終生飼育・犬に関わる法律・犬の病気・犬のしつけ等について	
			ペットショップ連合会	行事名:飼育講習会	開催月日:随時
				開催回数:月1回	参加人数:
			行事内容:店舗にてスタッフに個別に指導		
			愛玩動物協会	行事名:ペットの老いを考える	開催月日:令和元年11月10日
				開催回数:1回	参加人数:30名
行事内容:体験に基づいた老犬猫の世話の仕方説明					
ふれあい動物愛護教室の実施	広島県	行事名:動物愛護教室	開催月日:通年		
		開催回数:32回	参加人数:1,698名		
		行事内容:あいさつ、犬の生態、野良犬猫の話、心音聴取、しつけデモンストレーション、犬の適正飼養、ふれあい体験、手洗い			
	広島市	行事名:動物ふれあい教室	開催月日: 7/30,8/1,2,7/24,26,29,8/1,8..9. 20,22,12/25~27,11/11,19		
		開催回数:13回	参加人数:273名		
	行事内容:小学生を対象に職員及び専門学校と協働によるふれあい教室を実施した。				
	呉市	行事名:動物ふれあい教室	開催月日:令和元年10月10日、11日1日		
		開催回数:2回	参加人数:73名		
	行事内容:保育所を対象に動物とのふれあいを通して、いのちの大切さを学んでいく				
	福山市	行事名:動物愛護教室	開催月日:受講希望日		
		開催回数:4回	参加人数:746人		
	行事内容:動物とのふれあい、動物クイズ、動物との接し方、心音聴取、動物紙芝				
	動物愛護教育の充実	成長過程に応じた動物愛護教育	広島県	行事名:命を考える愛護教室	開催月日:通年
				開催回数:14回	参加人数:498名
行事内容:あいさつ、犬の生態、処分の実態、心音聴取、しつけデモンストレーション、適正飼養、人と動物の共通感染症等					
広島市			行事名:いのちの教室	開催月日:9/12ほか	
			開催回数:20回	参加人数:4733名	
			行事内容:NPO法人や専門学校と協働で小、中学生等を対象に動物を取巻く現状を通して命の大切さを伝えるいのちの教室を開催。		
呉市			行事名:いのちの教室	開催月日:10/23、11/12、12/4	
			開催回数:3回	参加人数:115名	
行事内容:中学生・高校生及び一般市民を対象に動物のいのちを通して、いのちの大切さを学んでいく					
福山市			行事名:命の授業	開催月日:受講希望日	
			開催回数:11回	参加人数:457人	
			行事内容:動物愛護センター業務について、福山市の殺処分・譲渡数の現状、犬のしつけ等		

施策	分類	取組	実施主体	取組内容	
普及啓発	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	犬のしつけ方教室の実施	広島県	行事名:バビーパーティー、犬との暮らし方教室 開催回数:18回 行事内容:社会性を身につける、問題行動の予防及び対処法、基本的なしつけ	開催月日:通年 参加人数:124名
			広島県 府中市	行事名:犬の飼い方・しつけ方教室 開催回数:1回 行事内容:広島県動物愛護センター職員による犬のしつけ方の実演と講演、質疑応答	開催月日:令和元年9月19日 参加人数:31名
			広島市	行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:6回 行事内容:犬同伴5回。飼い主のみ1回(防災対策セミナー)	開催月日:6月28日,7月8日,9月12日,10月10日,11月8日,12月6日 参加人数:114名
			呉市	行事名:家庭犬のしつけ・飼い方セミナー 開催回数:2回 行事内容:犬の公認訓練士によるモデル犬の実演指導	開催月日:令和元8月4日,令和2年3月1日 参加人数:47名
			福山市	行事名:犬のしつけ方教室 開催回数:12回 行事内容:おすわり・ふせ・まてなどの基本的なしつけ方について	開催月日:毎月第3金曜日 参加人数:113人
			リーフレットの配布	県・3市(4/4) 市町(12/20) 保健所(5/7) 愛玩動物協会 環境保健協会	内容(枚数): ・動物の適正飼養,不妊去勢手術啓発 ・飼い主責任 ・狂犬病予防法遵守 ・地域猫活動周知 ・譲渡会リーフレット ・動物由来感染症 ・県主催わんこと飼い主のための暮らし方セミナー案内 ・動物愛護週間啓発 等
		ポスター掲示	県・3市(4/4) 市町(15/20) 保健所(7/7) 環境保健協会 ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容(枚数): ・動物の適正飼養,不妊去勢手術啓発 ・動物の遺棄,虐待防止 ・動物愛護啓発,動物愛護週間啓発 ・狂犬病予防注射啓発 ・動物由来感染症(厚生労働省) ・地域猫活動周知 ・同行避難周知 ・譲渡の案内 等	
		看板の設置	県・3市(2/4) 市町(8/20)	内容(数): ・動物の適正飼養(散歩時のマナー啓発,犬の放し飼い禁止,餌やり禁止) ・不妊去勢 ・遺棄虐待防止 等	
		広報誌への掲載	県・3市(3/4) 市町(19/20)	内容(回数): ・動物の適正飼養,犬のしつけ方教室,犬猫の譲渡会等周知 ・同行避難 ・動物愛護週間行事 ・狂犬病予防注射啓発(集合注射案内等) ・地域猫活動周知 ・一時預かりボランティア募集 ・野良犬,野良猫への無責任なエサやり防止,野良犬保護に関する啓発 等	
		ホームページへの掲載	県・3市(4/4) 市町(11/20)	内容: ・動物の適正飼養 ・地域猫活動周知 ・不妊去勢手術啓発 ・狂犬病予防注射啓発 ・終生飼養について ・犬猫譲渡会周知 ・動物の遺棄・虐待防止 等	
ケーブルテレビ	市町(1/20) 広島市	内容(回数): ・犬の登録制度と犬・猫の飼い方について ・しつけ方教室の様子の取材及び放映 等			
町内放送	市町(7/20)	内容(回数): ・動物の適正飼養(フンの後始末など飼い主のマナー啓発等) ・狂犬病予防注射周知 ・迷い犬猫等のお知らせ 等			

普及啓発

施策	分類	取組	実施主体	取組内容			
		その他 (FMラジオ)	東広島市 廿日市市	内容(回数): ・犬猫譲渡会の開催(1回)、広報特集ページの紹介(1回)(東広島市) ・業務内容(地域猫)について(1回)			
		その他 (SNS)	広島県	内容(回数): ・動物愛護センターにおける保護犬猫の譲渡の普及啓発 ・地域猫活動の普及啓発 ・安易な飼養防止の普及啓発			
		普及啓発の場 の拡大	福山市	内容: ・春と秋に開催されるドックランを中心としたわんだあカフェ、福山高速道路のドックランにおけるしつけ方教室実施			
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減 (飼い犬・飼い猫)	安易な飼養防止の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(12/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・譲渡講習会、命の授業、譲渡・販売時の終生飼養確認 ・ホームページ・広報誌 ・多頭飼育者への指導 ・行政無線・SNSの利用 ・出前講座 等			
		終生飼養の徹底の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(10/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・所有権放棄相談時の個別指導 ・ホームページ・広報誌・市町内放送・イベント時に啓発活動を実施 ・譲渡講習会、譲渡・販売時の指導 ・SNSの利用 等			
		適切な繁殖制限措置の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(9/20) 愛玩動物協会 ペットショップ連合会	内容: ・所有権放棄相談時、多頭飼育者に対する指導 ・ホームページ・広報誌・行政文書 ・譲渡講習会での指導 ・SNSの利用 等			
	不妊去勢手術		呉市	助成対象(飼犬■ 飼猫■ 野良犬□ 野良猫□)	助成開始年月日:平成7年11月1日	30年度予算:2,600,000円	
				助成金額内訳:犬の不妊手術1頭4,500円 犬の去勢手術1頭3,500円 猫の不妊手術1頭3,500円 猫の去勢手術1頭2,500円	R1年度予算:2,400,000円	R1年度実績:犬の不妊手術 103頭 犬の去勢手術 114頭 猫の不妊手術 196頭 猫の去勢手術 110頭	
			神石高原町	助成対象(飼犬■ 飼猫■ 野良犬□ 野良猫□)	助成開始年月日:平成25年4月1日	30年度予算:750,000円	
				助成金額内訳:手術費の1/2 上限15,000円(当初は手術費の1/3 上限10,000円 H28.4.1より現行助成金額へ変更)	R1年度予算:750,000円	R1年度実績:犬 7匹, 猫 57匹	
				引取りの有料化	広島県	有料化実施年月日:平成23年7月1日	有料化の内容:生後91日以上犬又は猫 1頭(匹)につき 2,000円 生後91日未満の犬又は猫 1頭(匹)につき 400円
				広島市	有料化実施年月日:平成23年7月1日	有料化の内容:3か月未満の犬猫は400円、3か月以上の犬猫は2000円	
	呉市	有料化実施年月日:平成23年7月1日	有料化の内容:成犬・成猫(指定場所1頭2,000円 指定場所以外1頭5,610円)、子犬・子猫(指定場所1匹400円 指定場所以外1匹4,010円)				
	定時定点数の見直し		広島県	見直し年月日:平成27年4月1日	見直しの内容:廃止		
				広島市	見直し年月日:平成27年4月1日	見直しの内容:職員業務見直しと定点回収の非効率さから、廃止することとした。	
			呉市	見直し年月日:	見直しの内容:定時定点引取りなし		
福山市			見直し年月日:平成27年4月1日	見直しの内容:定時定点の廃止			

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）	犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫）	野良犬・野良猫対策の周知	県・3市(4/4) 市町(14/20) 愛玩動物協会 環境保健協会	内容： ・リーフレットの作成及び配布 ・ホームページ・広報誌・区町回覧への掲載 ・電話及び窓口相談 ・市町内放送、行政無線、ケーブルテレビ ・命の授業等にて啓発 ・猫除けの貸出し ・広報誌へ記事を掲載 ・関係者会議において取組みを照会 ・出前講座、犬猫譲渡会等で啓発チラシ配布 等
		野良犬(野良猫)対策協議会の設立	県・3市(1/4)	内容： ・協議会を設立、エサやり防止のポスター配布 ・大型サークルによる野良犬の保護を実施
		引取る犬猫に関する情報の聞取り	県・3市(4/4) 市町(4/20) 愛玩動物協会	内容： ・引取相談時に飼い主の有無、棲家及び餌やりの情報等を聴取
		地域猫活動の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(12/20) 愛玩動物協会 環境保健協会	内容： ・地域猫活動ガイドライン策定 ・野良猫の引き取りを求める住民に対し説明、電話等による相談時に説明 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・ポスターに掲載 ・町内会等からの野良猫に関する相談時に説明 ・地域猫学習会の開催(廿日市市) ・関係者会議において取組を説明 等
		地域猫活動の実施	県・3市(4/4) 市町(8/20) 広島県獣医師会	内容： （広島県 23か所・382頭 広島市 69か所・969頭 呉市 80頭 福山市 347頭） ・地域猫の不妊去勢手術を無料で実施(県、広島市、呉市、福山市) ・獣医療技術の提供(県獣医師会) ※県、呉市、福山市 ・地域猫活動団体に対する不妊・去勢手術費用及び材料経費の助成(廿日市市) ・地域猫の経費補助として、県の補助金を活用(府中町)
		不妊去勢手術への助成	広島県	助成内容(無料 <input checked="" type="checkbox"/> 手術 ■ 定額補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>) 助成開始年月日:平成28年4月1日 30年度予算:200万円 助成金額内訳:管内で実施される「広島県地域猫活動ガイドライン」に則した地域猫活動の猫を対象に不妊去勢手術を1頭1万円で委託 R1年度予算:400万円 R1年度実績:平成31年度、地域猫活動の協力要請があった地域について23か所承認(394頭内手術対象数382頭)
			福山市	助成内容(無料 <input checked="" type="checkbox"/> 手術 ■ 定額補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>) 助成開始年月日:平成29年4月1日 30年度予算:100万円(委託料) 助成金額内訳:センターで実施しているが、一部広島県獣医師会福山支部へ委託して実施している。(※1頭につき1万円で100匹委託している) R1年度予算:100万円 R1年度実績:347匹手術(うち委託分100匹)
			呉市	助成内容(無料 <input checked="" type="checkbox"/> 手術 ■ 定額補助 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>) 助成開始年月日:平成28年4月1日 30年度予算:400,000円 助成金額内訳:10,000/頭 R1年度予算:810,000円 R1年度実績:80頭
			廿日市市	助成内容(無料 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>) 助成開始年月日:平成28年3月1日 助成金額内訳:不妊・去勢手術10,000円×15匹 材料経費@50,000円×1団体(1団体上限50,000円) R1年度予算:200,000円 R1年度実績:不妊・去勢手術費用:164,000円 材料経費:36,000円
		府中町	助成内容(無料 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/>) 助成開始年月日: 助成金額内訳:不妊・去勢手術、材料経費等 R1年度予算:200,000円 R1年度実績:同上	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
	元の所有者等への返還	所有者明示の実施の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(10/20) 愛玩動物協会	内容: ・リーフレット・ホームページ・広報誌に掲載 ・ケーブルテレビで放送 ・譲渡講習会、犬の登録時等に指導 ・鑑札・注射済票ホルダー等の配布、マイクロチップ装着啓発 ・命の授業 ・町内放送 等
		所有者情報の確認	県・3市(4/4) 市町(9/20)	内容: ・迷子札、鑑札、マイクロチップ等の確認、迷子届との照合 マイクロチップリーダーによる検査:全動物愛護(管理)センターで実施(陽性:12/4,609頭)
		ホームページの迷子情報の充実	県・3市(4/4) 市町(2/20)	内容: ・迷子の犬猫の情報を写真付きでホームページ ・ボランティアのホームページに情報を掲載 ・市のホームページに県動物愛護センターへのリンクを掲載 等
	収容された犬及び猫の譲渡の促進	譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大	広島県	内容:終生飼養に向けた同意書の提出、譲渡講習会の回数の増加、団体譲渡登録数の増加 団体譲渡登録施設数:30 団体等への譲渡実績(R1年度):犬(1,102)頭, 猫(822)頭
			広島市	内容: 団体譲渡登録施設数:18 団体等への譲渡実績(R1年度):犬(15)頭,猫(196)頭
			呉市	内容:団体譲渡要綱制定し、団体譲渡を開始 団体譲渡登録施設数:5 団体等への譲渡実績(R1年度):犬67頭,猫644頭
			福山市	内容: 団体登録施設数:19 団体等への譲渡実績(R1年度): 犬(246)頭, 猫(449)頭
			神石高原町	内容:NPOの協力により、野犬・迷い犬・飼い犬の保護飼養・再譲渡の取り組みを支援する。 団体譲渡登録施設数:1 団体等への譲渡実績(R1年度):犬34頭
			取容された犬及び猫の譲渡の促進	ホームページの譲渡情報の充実
	適正飼養の推進(動物の健康・安全の確保)	取容された犬及び猫の譲渡の促進	譲渡制度の周知	県・3市(4/4) 市町(5/20)
動物の遺棄・虐待の防止			掲示物の設置	県・3市(4/4) 市町(10/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会
動物の遺棄・虐待の防止		調査・指導の徹底	県・3市(4/4)	内容: ・苦情や情報提供があった場合に、現地調査・指導を行っている。
		遺棄・虐待などの事件についての協議	県・3市(3/4) 市町(1/20) 愛玩動物協会	内容: ・遺棄等の場合、警察に情報提供等実施 ・虐待案件について、広島県動物愛護センター・市・警察と協議 ・弁護士も参加している勉強会に参加
		虐待の具体事例の明記、罰則強化の周知徹底	県・3市(3/4) 市町(3/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・動物取扱責任者研修会での周知 ・ホームページ・広報誌 ・愛護法について書類を動物ごとに用意し配布 等
犬の登録・注射の促進		集合注射	3市(3/3) 市町(20/20)	内容: ・市町と獣医師会が連携して実施 ・実施日数:1~27日 ・注射会場:8~240か所
		臨時の集合注射(4~6月以外)	3市(0/3) 市町(2/20)	内容: ・秋頃等に臨時の集合注射を実施

施策	分類	取組	実施主体	取組内容	
		注射済証と注射済票交換の啓発	3市(2/3) 市町(14/20)	内容: ・ホームページ・督促はがき・広報誌等に掲載 ・譲渡講習会・しつけ方教室等で啓発 ・電話等で啓発 ・町内会回覧	
動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(17/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・苦情に対する個別対応 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・町内会回覧に掲載 ・行政無線で啓発 ・譲渡講習会・しつけ教室・犬の登録時等に啓発 ・集合注射の際に、町独自の愛犬手帳を配布 等	
		猫の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(17/20) ペットショップ連合会 愛玩動物協会	内容: ・苦情に対する個別対応 ・ホームページ・広報誌・リーフレット・町内会回覧に掲載 ・行政無線で啓発 ・猫侵入防止器の貸出し 等	
	犬咬傷事故未然防止の徹底	テキストの作成・活用	県・3市(2/4)	内容: ・愛護教室で咬傷事故防止の説明をし、リーフレット(道で知らない犬に出会ったら)を配布 ・犬の飼い方ガイドブックを作成	
	狂犬病対応マニュアルの活用	狂犬病対応マニュアルの策定・見直し	なし		
		訓練の実施	実績なし	内容:	
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	特定動物の飼い主責任の周知徹底	県・3市(2/4)	内容: ・定期監視時に再度徹底 ・マイクロチップによる所有者明示の指導、	
		特定動物飼養許可施設の定期的監視	県・3市(3/4)	内容: ・定期的に施設(種類)監視の実施 ・飼養頭数増減時に監視実施	
人と動物の共通感染症防止	普及啓発資料の作成	県・3市(1/4) 広島県獣医師会	内容: ・犬猫の飼い方ガイドブック、猫の飼い方ガイドブック作成 ・リーフレット配布		
所有者明示の推進	飼い主義務の周知徹底	所有明示の必要性について意識啓発	県・3市(4/4) 市町(9/20) 広島県獣医師会 愛玩動物協会	内容: ・ホームページ・広報誌・リーフレットに掲載 ・譲渡講習会・しつけ方教室・犬の登録時・命の授業等に啓発 ・電話等での個別相談 ・市内動物イベント、ケーブルテレビ等で啓発 ・集合注射の際に、犬の飼い方ガイドブックの配布 等	
	識別器具の整備	マイクロチップリーダーの配備	広島県	配備場所・台数等:犬舎2台(ハンディ型1台、据え置き型1台)、受付3台(ハンディ型)	
			広島市	配備場所・台数等:3台	
			呉市	配備場所・台数等:動物愛護センター2台、保健所1台	
			福山市	配備場所・台数等:動物愛護センター4台	
			廿日市市	配備場所・台数等:火葬場に配備(1台)	
			府中市	配備場所・台数等:市民課1台	
			広島県獣医師会	配備場所・台数等:動物病院 120台	
動物取扱業の適正化	事業者評価に基づく重点監視	事業者評価に基づく重点監視の実施	県・3市(1/4)	内容: ・事業者評価に基づく監視指導を実施	
	新たな業態の監視指導の実施	新たな業態の監視指導の実施	県・3市(4/4)	内容: ・譲受飼養業、猫カフェ(展示業)、第二種動物取扱業への立入監視を実施	
	犬猫販売業者の監視指導の徹底	犬猫等健康安全計画、獣医師との連携確保、終生飼養の確保、幼齢犬猫の販売制限、帳簿の備付け、定期報告などの確認	県・3市(4/4)	内容: ・動物取扱業の監視及び動物取扱責任者研修において指導及び説明 ・更新調査及び苦情調査時に指導 ・提出された犬猫等健康安全計画の内容を確認・指導(獣医師との連携確保、終生飼養の確保、幼齢犬猫の販売制限、帳簿の備付け、定期報告などの確認)	

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
動物取扱業の適正化	特定動物販売業者への指導の徹底	特定動物購入者に対し飼養保管方法や個体識別措置の実施について説明するよう指導	県・3市(1/4, 未実施の自治体は該当する業態なし)	内容: ・更新調査時に指導
	飼い主の責務に関する説明の徹底	飼い主の責務に関する説明の徹底	県・3市(4/4)	内容: ・監視時、動物取扱責任者研修等で飼い主に対する説明責任を指導 ・犬猫の譲渡時に飼い主の責務について説明するよう指導
	動物取扱責任者研修内容の充実	動物取扱責任者研修内容の充実	広島県	開催日:令和元年6月18日, 21日, 25日, 28日
				開催回数:4回
			講師:センター職員	内容:県の動物愛護業務, 動物愛護管理関係法令について, 届出書類の記載方法について, 消毒について
			広島市	開催日:令和元年10月17日, 11月20日
				開催回数:2回
			講師:職員	内容:消毒について, 人獣共通感染症について, 第一種動物取扱責任者の遵守事項について
	呉市	開催日:令和1年11月13日・令和2年2月7日		
		開催回数:2回	受講者数:77名	
講師:呉市動物愛護センター職員	内容:消毒法について, 動物取扱業関係法令, 改正動物愛護法			
福山市	開催日:令和元年6月13日, 11月27日, 3月18日			
	開催回数:3回	受講者数:174名		
	講師:センター職員	内容:動物愛護及び管理に関する法律, 動物愛護法改正, 福山市の現状について		
災害時対策	県及び市町の防災計画への参画	防災計画に動物愛護に関する内容の記載	県・3市(4/4) 市町(18/20)	内容: ・地域防災計画中に動物愛護管理に関して記載。
	災害時対策を適切に行うための体制の整備	地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができる体制の整備	県・3市(3/4) 市町(3/20)	内容: ・広島県災害時動物救護活動マニュアルを作成(令和元年7月に改正) ・鑑札・狂犬病予防注射済票・迷子札等の装着, 備蓄品について普段からのしつけについて各種講習会やホームページにて啓発 ・指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等, 飼い主が適正にしようするための指導助言を行う ・危機管理部署との体制整備 ・防災計画に記載 ・地域防災計画で災害の種類により動員表を作成している。
	動物取扱業者の災害時対策の徹底	動物取扱業者への災害時対応マニュアル作成等の指導	県・3市(2/4)	内容: ・広島県災害時動物救護活動マニュアルを作成(令和元年7月に改正) ・動物取扱責任者研修時に指導
	特定動物の災害時対策の徹底	特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づいた監視・指導	県・3市(3/4)	内容: ・監視時にマイクロチップの挿入, 逸走時の連絡先等の確認 ・新規飼養者に対する指導を実施
	災害時ネットワークの構築	動物愛護団体等とのネットワークの構築	広島県	内容:広島県災害時動物救護活動マニュアルを作成(令和元年7月に改正)
			広島市	内容:平成30年7月豪雨災害時に関係団体と連携協力して対応

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
人材育成	行政担当 者の知 識・技術 の習得の 支援	行政担当者の 知識・技術の習 得の支援	県・3市(2/4)	内容: いのちの教育研修会 動物虐待等科学的評価研修会 動物由来感染症対策技術研修会 災害派遣人材センター(基礎編, 応用編)研修会 災害時被災ペット対応における広域支援・受援体制研修会 厚生労働省狂犬病予防担当者会議
		狂犬病予防業 務担当者会議	県・市町(2/4) 市町(17/20) 保健所(6/7) 広島県獣医師会	会議参加者: 市町担当課, 獣医師会, 保健所, 動物愛護センター 会議の主催者: 市町, 保健所又は獣医師会支部 会議内容: 登録及び狂犬病予防注射実績, 狂犬病予防担当者会議等の資料, 動物愛護センター業務紹介, 次年度集合注射日程 等
	動物愛護 推進員の 育成	動物愛護推進 員の委嘱	広島県	推進員数: 31名 (内 獣医師: 9名, 愛玩動物飼養管理士: 7名, その他: 15名) 委嘱年月日: 令和2年3月26日
			広島市	推進員数: 21名 (内 獣医師: 10名, 愛玩動物飼養管理士: 4名, その他: 7名) 委嘱年月日: 平成31年4月1日
			呉市	推進員数: 7名 (内 獣医師: 2名, 愛玩動物飼養管理士: 1名, その他: 4名) 委嘱年月日: 令和2年4月1日
			福山市	推進員数: 8名 (内 獣医師: 3名, 愛玩動物飼養管理士: 1名, その他: 4名) 委嘱年月日: 平成31年2月1日
		研修の実施	福山市	研修実施回数: 1回 研修実施年月日: 令和元年7月31日 研修内容(講師): 動物愛護法の改正及び前年度の活動報告について
	専門知識 を持つ者 の育成	専門学校等の 学生・講師を対 象とした研修会 の実施	広島県	内容: ・動物愛護業務及び狂犬病予防について
			広島市	内容: ・専門学校のインターンシップ受入
		学校等における 動物の適正飼 養指導	広島県獣医師会	内容: ・動物とのふれあい及び疾病等への指導
専門知識 等を持つ 人材の活 用	人材情報に関 係者間で共有 する仕組みを検 討	広島市	内容: ・専門のトレーナーに犬のしつけ教室の講師を依頼。	
調査研 究の推 進	研究目録 の作成	広島県	内容: ・業務概要に掲載	
		広島市	内容: ・地域猫活動の普及啓発及び支援事業について	
	調査研究 の実施	人と動物の共通 感染症に関する 調査・研究	広島県	内容: ・観光地における野良猫の病原体保有状況
			県保健環境センター	内容: ・猫における動物由来感染症病原体の保有状況を調査
その他	中高生ボラン ティアの受け入 れ	広島市	内容: 月に4回(1回2h程度)、愛護団体を通じて申し込みのあった高校生5人程度に、センター保護犬猫の飼養管理ボランティアを体験してもらっている。	

(2) 令和元年度動物愛護管理実績

① 令和元年度の犬・猫の致死処分数等

	收容頭数			返還・譲渡		致死処分頭数			
	保護 引渡	所有権放棄 計	計	返還	譲渡	①	②	③	
広島県	犬	208	42	1,511	44	1,238	143	0	72
	ねこ		134	1,018	3	907	50	0	53
	計	208	176	2,529	47	2,145	193	0	125
広島市	犬	26	2	101	56	39	0	0	3
	ねこ		23	208	3	199	6	0	0
	計	26	25	309	59	238	6	0	3
呉市	犬	47	0	188	9	179	0	0	3
	ねこ		0	685	0	670	0	0	9
	計	47	0	873	9	849	0	0	12
福山市	犬	18	2	393	58	301	0	0	17
	ねこ		28	611	2	513	0	0	96
	計	18	30	1,004	60	814	0	0	113
合計	犬	299	46	2,193	167	1,757	143	0	95
	ねこ		185	2,522	8	2,289	56	0	158
	計	299	231	4,715	175	4,046	199	0	253

※ 環境省事務提議の記入要領に準じて記入

※ 致死処分頭数の内訳は次のとおり

- ① 譲渡することが適切でない（治癒の見込みがない病気や、攻撃性がある等）
- ② ①以外の殺処分
- ③ 引取り後の死亡

②行方不明の届出件数等 (単位：件)

		届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
広島県	犬	145	62	15	10	58
	ねこ	202	73	0	0	129
広島市	犬	77	43	3	3	28
	ねこ	222	99	0	0	123
呉市	犬	32	15	3	1	13
	ねこ	79	25	0	0	54
福山市	犬	99	48	7	3	41
	ねこ	101	41	0	1	59
合計	犬	353	168	28	17	149
	ねこ	604	238	0	1	365

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外

(注) 未発見件数には発見の報告のないものも含まれる

④ 特定（危険）動物の許可状況

様式2-4

(令和2年3月31日現在) (単位: 件, 頭)

		おながざる科		てながざる科		ひと科		くま科		ねこ科		ぞう科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩												
	販売												
	展示	3	5										
	試験研究												
	その他	1											
	合計	4	5										
広島市	愛玩	3	6	1	2								
	販売												
	展示	5	51			1	5	1	3	5	9	1	3
	試験研究												
	その他												
	合計	8	57	1	2	1	5	1	3	5	9	1	3
呉市	愛玩												
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	愛玩												
	販売												
	展示	5	9	1	2				6	10	1	1	
	試験研究												
	その他	1	7										
	合計	6	16	1	2	0	0	0	0	6	10	1	1
	総計	18	78	2	4	1	5	1	3	11	19	2	4

		さい科		きりん科		うし科		ひくいどり科		かみつきがめ科		どくとかげ科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩									5	5	1	
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	1	0
広島市	愛玩									1	1		
	販売									1	5	1	4
	展示	1	3	1	4	1	3			1	3		
	試験研究												
	その他												
	合計	1	3	1	4	1	3	0	0	3	9	1	4
呉市	愛玩												
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	愛玩									1	1		
	販売												
	展示			1	2			1	2				
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	1	2	0	0	1	2	1	1	0	0
	総計	1	3	2	6	1	3	1	2	9	15	2	4

		おとおかけ科		にしきへび科		ホア科		コブラ科		くさりへび科		アリゲーター科	
		件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩					3	3						
	販売												
	展示												
	試験研究												
	その他									1	20,000		
	合計	0	0	0	0	3	3	0	0	1	20,000	0	0
広島市	愛玩			4	2	3	3			1	1	2	2
	販売					1	2					1	2
	展示			1	1	1	1			1	2		
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	5	3	5	6	0	0	2	3	3	4
呉市	愛玩												
	販売											1	1
	展示												
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
福山市	愛玩					1	2						
	販売												
	展示					2	3					1	2
	試験研究												
	その他												
	合計	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	1	2
	総計	0	0	5	3	11	14	0	0	3	20,003	5	7

		クロコダイル科		合計	
		件数	個体数	件数	個体数
広島県	愛玩			9	8
	販売			0	0
	展示			3	5
	試験研究			0	0
	その他			2	20,000
	合計	0	0	14	20,013
広島市	愛玩			15	17
	販売			4	13
	展示	1	1	21	89
	試験研究			0	0
	その他			0	0
	合計	1	1	40	119
呉市	愛玩			0	0
	販売			0	0
	展示			1	1
	試験研究			0	0
	その他			0	0
	合計	0	0	1	1
福山市	愛玩			2	3
	販売			0	0
	展示			18	31
	試験研究			0	0
	その他			1	7
	合計	0	0	21	41
	総計	1	1	76	20,174

⑤動物取扱業の登録及び立入調査の状況

【第一種】

(令和2年3月31日現在) (単位:件)

		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん	譲受飼養	計	実施設数
広島県	登録数	169	222	6	35	32	0	0	464	357
	立入件数	116	152	7	22	24	0	2	323	
広島市	登録数	172	236	9	23	24	0	1	465	360
	立入件数	38	50	2	5	5	0	0	100	
呉市	登録数	35	31	2	2	4	0	0	74	62
	立入件数	20	18	1	0	1	0	0	40	
福山市	登録数	104	101	4	9	11	0	0	229	185
	立入件数	11	12	4	0	4	0	0	31	
合計	登録数	480	590	21	69	71	0	1	1,232	964
	立入件数	185	232	14	27	34	0	2	494	

【第二種】

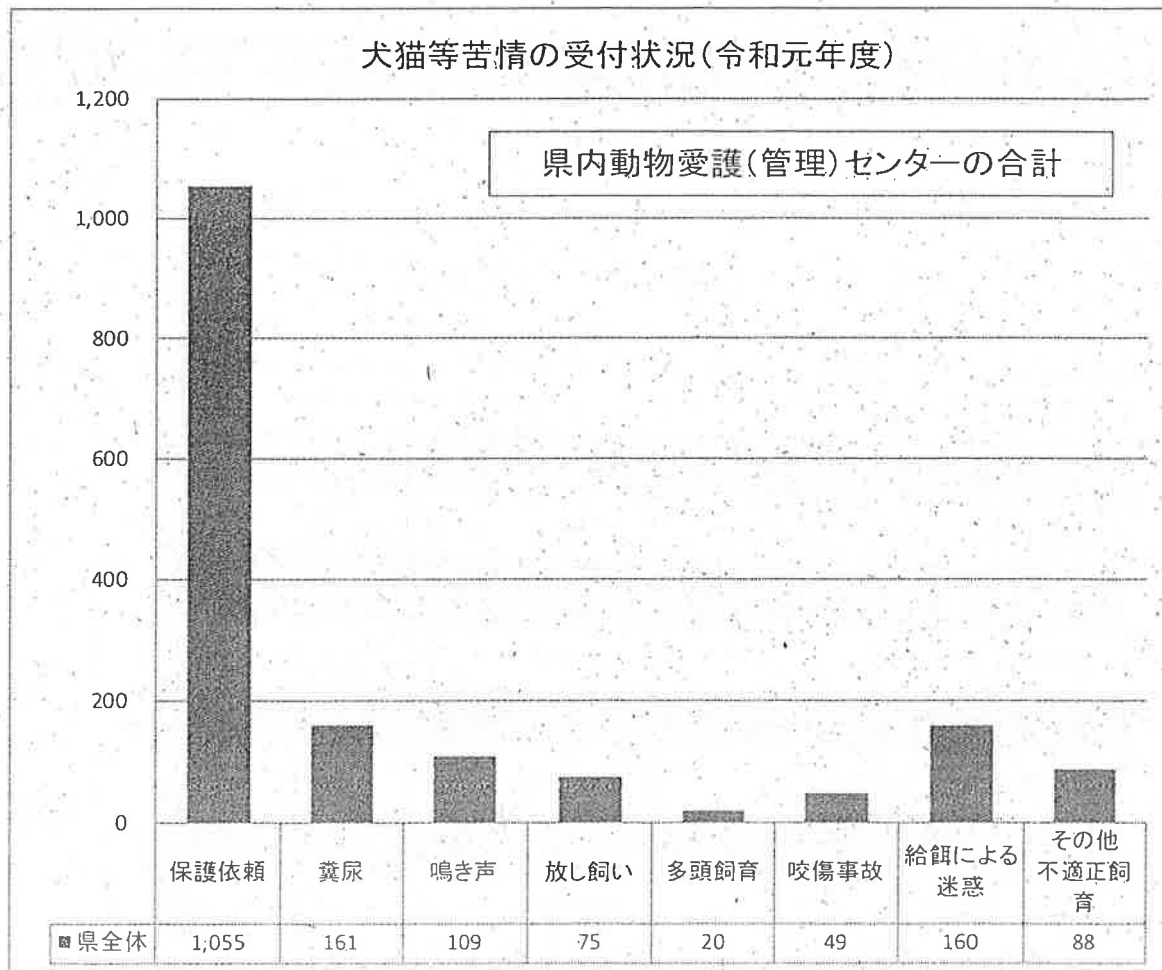
(令和2年3月31日現在) (単位:件)

		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	計	実施設数
広島県	登録数	14	2	0	0	0	16	14
	立入件数	5	0	0	0	0	5	
広島市	登録数	12	1	1	0	1	15	13
	立入件数	5	0	0	0	0	5	
呉市	登録数	1	0	0	0	0	1	1
	立入件数	0	0	0	0	0	0	
福山市	登録数	3	0	0	0	1	4	4
	立入件数	4	0	0	0	1	5	
合計	登録数	30	3	1	0	2	36	32
	立入件数	14	0	0	0	1	15	

⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表（令和元年度）

		保護依頼	糞尿	鳴き声	放し飼い	多頭飼育	咬傷事故	給餌による迷惑	その他不適正飼育	取扱業	合計
犬	広島県	413	5	14	12	8	14	30	17		513
	広島市	113	5	58	18	0	1	0	21		216
	呉市	194	1	5	3	0	10	0	0		213
	福山市	315	5	27	11	0	24	4	13		399
	県全体	1,035	16	104	44	8	49	34	51		1,341
猫	広島県		37	1	21	7	0	60	20		146
	広島市		29	2	2	2	0	20	1		56
	呉市		12	0	6	0	0	16	14		48
	福山市		65	2	2	3	0	30	1		103
	県全体		143	5	31	12	0	126	36		353
その他	広島県	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	広島市	0	0	0	0	0	0	0	1		1
	呉市	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	福山市	20	2	0	0	0	0	0	0		22
	県全体	20	2	0	0	0	0	0	1		23
計	広島県	413	42	15	33	15	14	90	37	7	666
	広島市	113	34	60	20	2	1	20	23	3	276
	呉市	194	13	5	9	0	10	16	14	1	252
	福山市	335	72	29	13	3	24	34	14	1	525
	県全体	1,055	161	109	75	20	49	160	88	12	1,729

犬猫等苦情の受付状況(令和元年度)

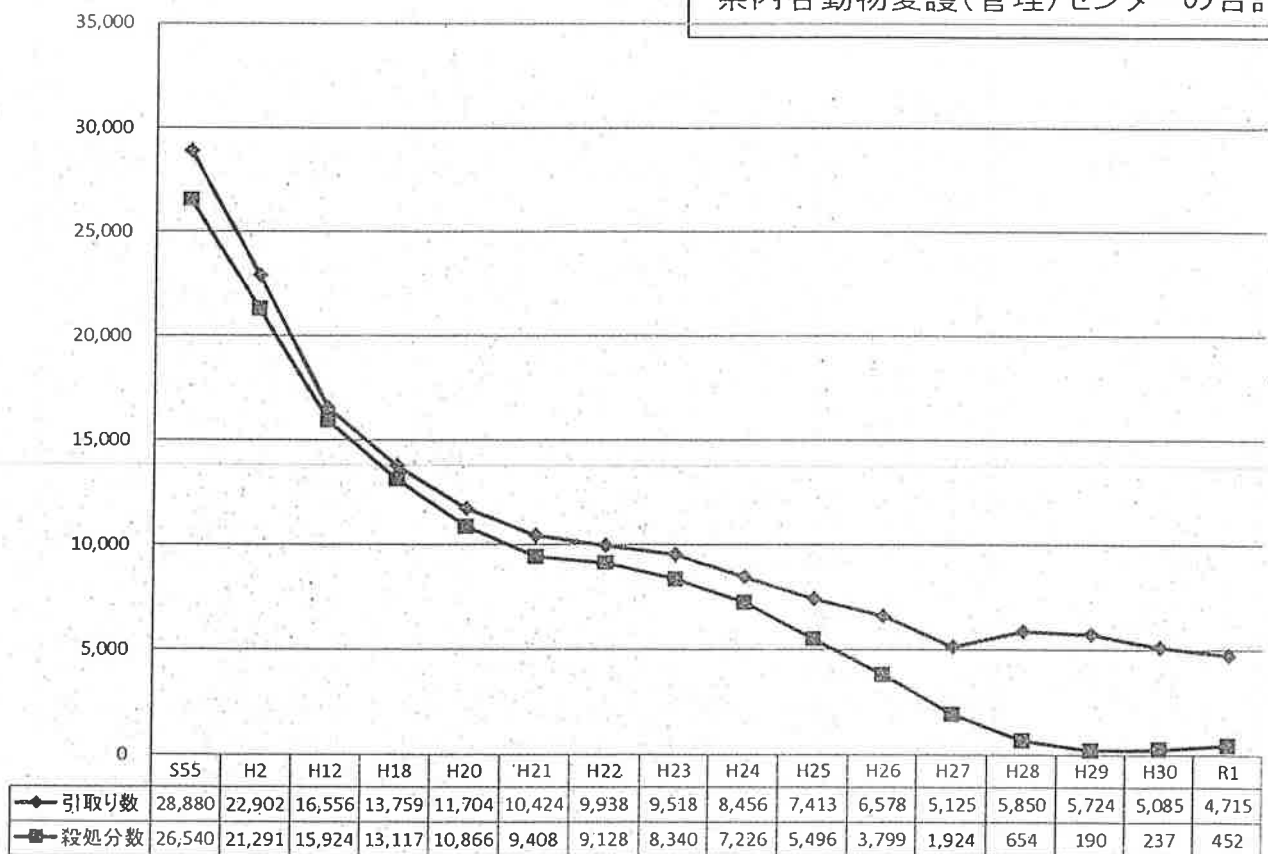


(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（令和元年度）

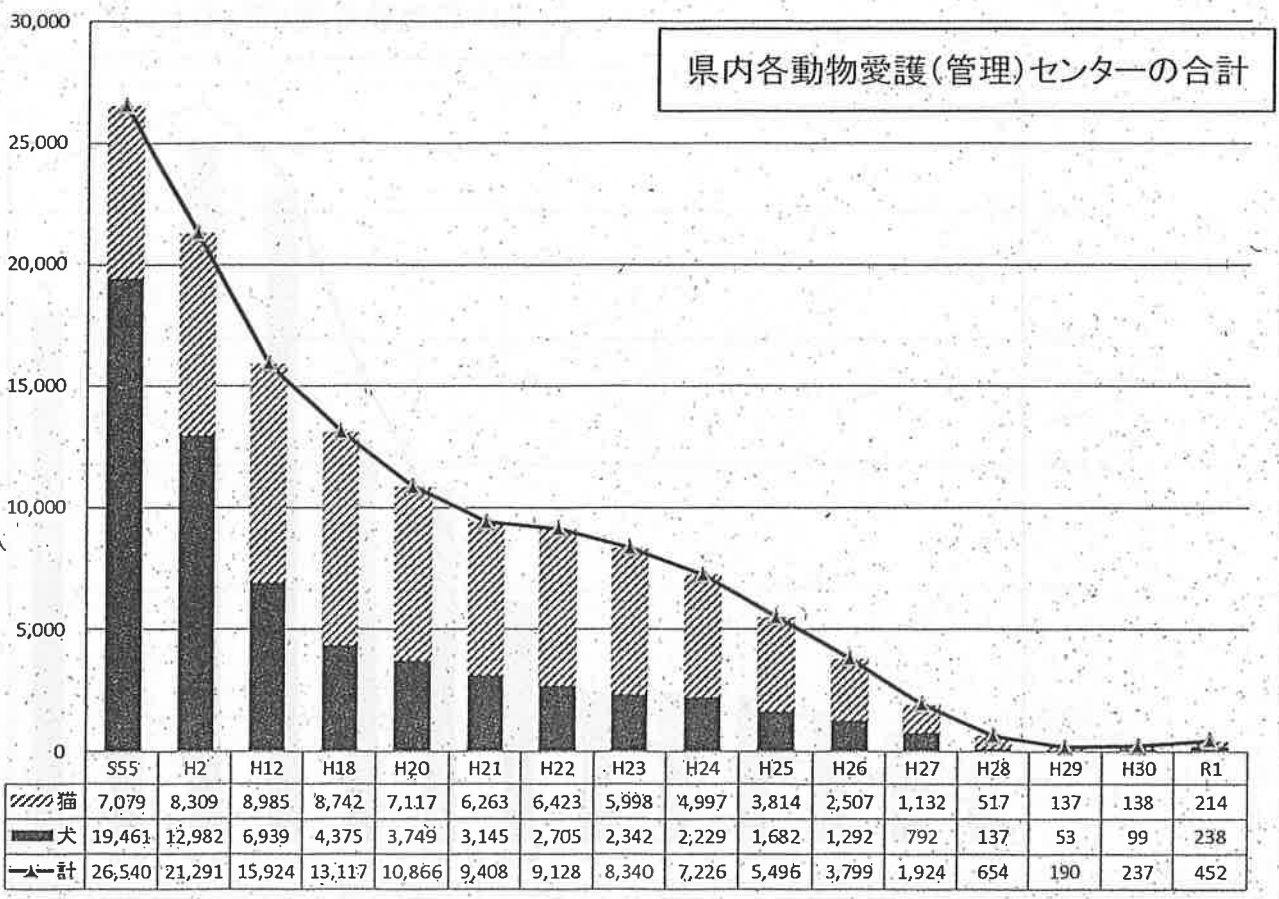
		登録頭数	登録申請数	予防注射済票 交付件数	狂犬病予防 注射接種率	
県 計		50,542	3,931	39,312	77.8	
西部	西部計	7,535	525	6,007	79.7	
	大竹市	1,177	70	954	81.1	
	廿日市市	6,358	455	5,053	79.5	
	広島支所	広島計	8,261	594	6,286	76.1
		府中町	1,915	184	1,492	77.9
		海田町	1,085	86	851	78.4
		熊野町	1,233	86	948	76.9
		坂 町	536	30	434	81.0
		安芸高田市	1,725	104	1,353	78.4
		安芸太田町	334	17	253	75.7
		北広島町	1,433	87	955	66.6
	呉支所	呉計	870	60	614	70.6
		江田島市	870	60	614	70.6
	西部東	西部東計	11,159	894	8,099	72.6
		竹原市	1,653	85	984	59.5
東広島市		9,138	786	6,852	75.0	
大崎上島町		368	23	263	71.5	
東部	東部計	12,392	775	8,549	69.0	
	三原市	4,869	287	3,238	66.5	
	世羅町	1,131	62	782	69.1	
	尾道市	6,392	426	4,529	70.9	
	福山支所	福山計	4,857	850	5,981	123.1
		府中市	2,028	106	1,558	76.8
		神石高原町	2,829	744	4,423	156.3
北部	北部計	5,468	233	3,776	69.1	
	三次市	3,198	152	1,942	60.7	
	庄原市	2,270	81	1,834	80.8	
政 令 市 計		91,202	6,642	65,704	72.0	
	広島市	57,112	3,977	42,030	73.6	
	呉 市	10,962	899	8,111	74.0	
	福山市	23,128	1,766	15,563	67.3	
総 計		141,744	10,573	105,016	74.1	

広島県の犬猫引取り数の推移

県内各動物愛護(管理)センターの合計

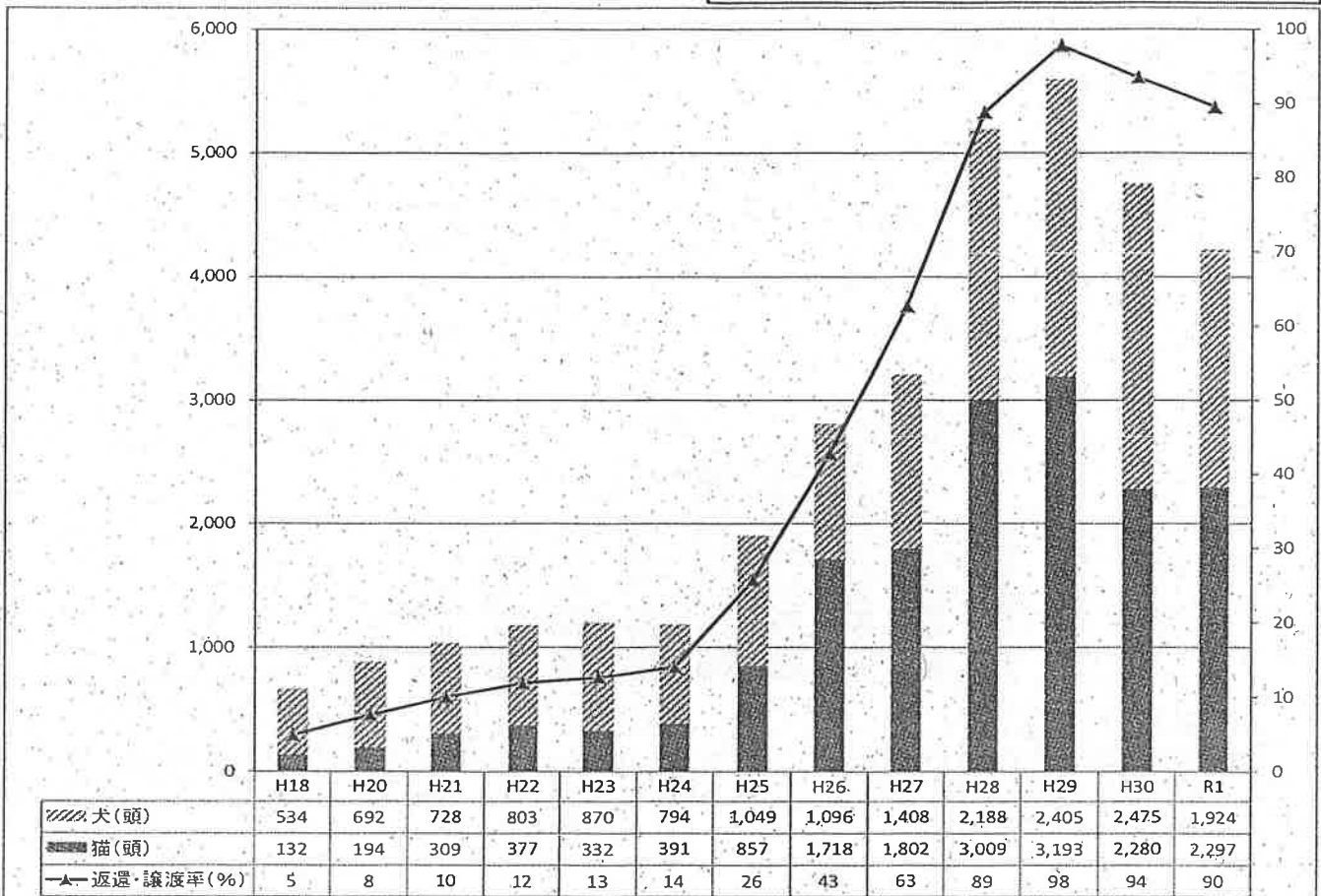


広島県の犬猫殺処分数の推移



広島県の返還・譲渡数の推移

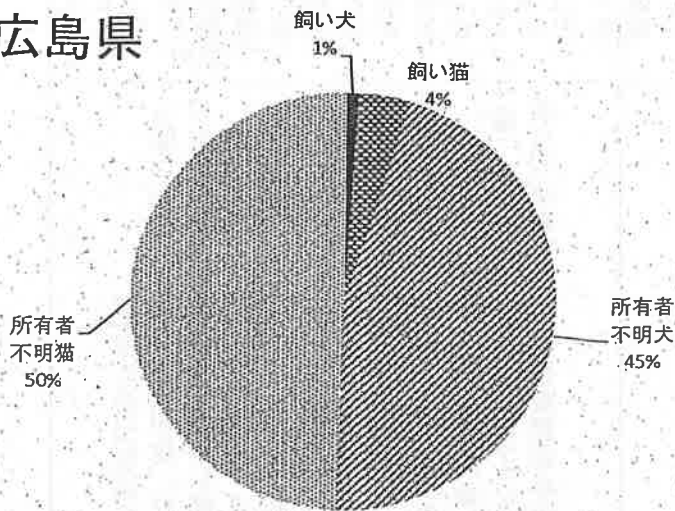
県内各動物愛護(管理)センターの合計



広島県の犬猫の引取り状況

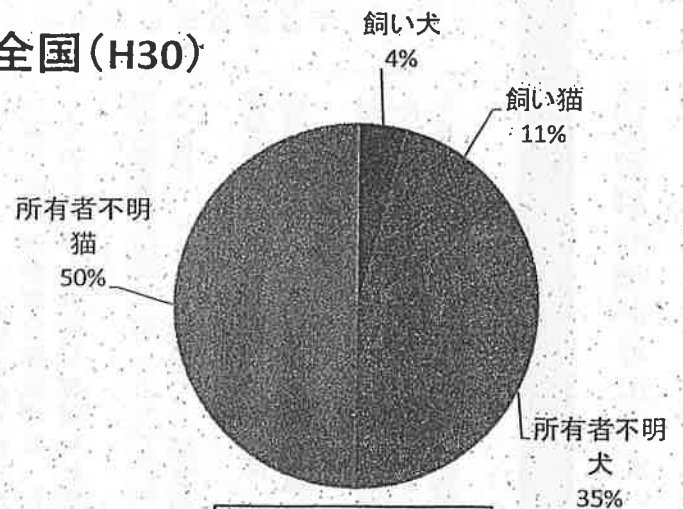
県内各動物愛護(管理)センターの状況

広島県



飼い犬猫 : 飼主不明
4.9% : 95.1%

全国(H30)



飼い犬猫 : 飼主不明
15% : 85%

令和元年度重点取組結果

自治体	取組	取組内容	取組結果
県	野良猫対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> HPやチラシの配布、命を考える動物愛護教室など、様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに、「地域猫活動」に係る不妊去勢手術実施制度（無料）を活用して、不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。 飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し、地域猫活動について説明するとともに、現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。 野良猫が多く、地域猫活動の推進が難しい地域について、市町が主体として行う TNR 活動について助言を行い、野良猫の収容数削減に努める。 センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで、終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし、収容動物の削減に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセス頻度の高い動物愛護センターHPを活用し、地域猫活動の啓発を行った。 地域猫活動について相談があった場合、地域猫活動の具体的な進め方や当センターが行うことが可能な協力の内容を記載したチラシを配布した。 命を考える動物愛護教室で野良猫を減らす施策として、地域猫活動の説明をした。 野良猫苦情や野良猫の引取り相談を受けた時には地域猫活動について説明するとともに、現地調査を行い地域猫活動につなげた。 地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）の承認状況 年度内承認箇所（頭数）：23（394）年度内手術済頭数：190 尾道市で民間団体と協働して実施した TNR 活動に付随して行った感染症調査の結果を発表し、適正飼育指導に反映させることで、野良猫の収容数削減に努めた。 センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着し、終生飼育の意識促進等に取り組んだ。年度内装着頭数 81 匹
県	野良犬対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> HP やチラシの配布、命を考える動物愛護教室などで、「野良犬に無責任にエサをやらない」、「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等、「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。 野良犬の多い市町担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに、協議結果を踏まえた対策に取り組む。 市町や地域住民に対し、保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して、現在以上に利用の促進を図る。 野犬の多い地域等について、複数班で保護作業を行い、野良犬の数を削減に取り組む。 センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着することで、終生飼育の意識促進及び飼い主への返還を増やし、収容動物の削減に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> HP やチラシの配布、命を考える動物愛護教室などで、「野良犬に無責任にエサをやらない」、「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等、「野良犬を増やさないための対策」の資料を配布した。 市町の担当課等と野良犬対策の協議を行い、協議内容を保護作業に活用して、対策強化に取り組んだ。 市町や地域住民に対し、保護作業等の機会を利用して、野良犬に対する餌やり禁止や野良犬を保護するための餌付けへの協力を説明・依頼した。 大型サークルの設置回数：27（前年度比 129%） 野犬の多い地域等について、複数班で保護作業を行い、野良犬の抑留頭数を増加させた。また、野良犬の保護も積極的に行った。 抑留頭数 208 頭 子犬保護頭数 307 頭 センターから直接一般の方に譲渡する動物に所有者明示のためのマイクロチップを装着し、終生飼育の意識促進等に取り組みを行った。 年度内装着頭数 131 頭

令和元年度重点取組結果

自治体	取組	取組方針	取組状況
県	「命を考える動物愛護教室」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在、保育所、幼稚園、小学校低学年を対象に行っている「ふれあい動物愛護教室」に「命を考える」内容を盛り込む。 学校等と連携しながら、「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め、「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに、「夏休み親子動物愛護教室」を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校等での「命を考える動物愛護教室」を12回実施した。(472名) ※その他(小学校等以外)の実施状況：4回(大学1) 学校等と連携しながら、「命を考える動物愛護教室」の更なる周知に努め、「命を考える動物愛護教室」を学校の道徳教育への導入を促進するとともに、「夏休み親子動物愛護教室」を2回行った。(7/30, 8/7, 参加者26名)
広島市	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護団体と連携し、引き続き2か月に一度のペーパースで休日譲渡会を実施するとともに、民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し、個人への譲渡数を増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 休日譲渡会を5回開催した。 譲渡動物の写真掲示やHP掲載、保護動物の順化等、積極的に個人譲渡に取り組む、犬24頭、猫35頭の個人譲渡を実施した。
広島市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため、民間の訓練士を活用し、飼い犬同伴による実践的な「犬のしつけ方教室」を積極的に開催する。 関係団体との協働により、小学校対象の「動物ふれあい教室」および中学・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 犬のしつけ方教室を5回開催した。 「防災対策セミナー」を1回開催した。 小学生から大学生対象の「動物ふれあい教室」をセンターで13回開催した。その内出前講習会が4回で、1回を動物専門学校と協働で実施した。 いのちの教室を小中高等学校20校(4733名参加)で開催した。
広島市	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 活動中の町内会を引き続き支援していく。 一昨年度策定した地域猫活動支援年次計画に基づき、昨年度開催した3区(中区、安佐北区、佐伯区)に続き、未開催区での出張説明会を行い、活動参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、327町内会が活動中であり、うち69町内会が今年度新たに参加した。 TNRは、今年度969頭を実施した。 今年度活動実績がある地域猫活動参加町内会(143町内会)を対象に「地域猫活動に関するアンケート調査」を実施した。 地域猫活動支援年次計画に基づき行う出張説明会の未開催区である5区(東区、西区、南区、安佐南区、安芸区)において説明会を行い、活動参加を促した。
呉市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」の開催を推進する。 中学生・高校生・一般を対象として、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は、動物ふれあい教室を2回、いのちの教室を3回実施した。新型コロナウイルス対策で、年度末に予定していた行事がキャンセルとなった。来年度は、いのちの教室の対象に小学生高学年を追加予定。

令和元年度重点取組結果

自治体	取組	取組方針	取組状況
呉市	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き自治会等に対し地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行って、地域猫活動に取組む地域を増やす。 地域猫活動承認地区のその後の状況調査を行い、今後の支援にフィードバックする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域猫を行った自治会から話を聞いた近隣自治会からの問い合わせが増えてきた。さらに増やしていきたい。 実施した概ねの地区で好評である。避妊去勢後の餌やり等管理が徹底で猫が増加したとの地区もあり、実施後のフォローが必要である。
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアと協力して市外で行われる譲渡会等を活用して個人譲渡を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> センターでは日々譲渡を行っているが、あらためてボランティアのサポートで譲渡会等の宣伝をしてもらう。また、ボランティア主体の譲渡会へのセンター大参加。
福山市	動物愛護思想普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園における動物愛護教室の内容を検討 「命の授業」を学校以外でも実施する。 一時預かりボランティアの更なる募集（現在20名） 	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護教室時にオリジナルのアニメーションを作成し上映した。 命の授業は小学校5回、サーブリエリア等で6回実施した。 一次預かりボランティア38名登録し、犬140頭・猫52匹週末に預かってもらった
	同行避難の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し同行避難についてホームページ・各種講習会で周知徹底 各支所に同行避難について説明し、支所レベルで災害の種類によりどこに犬猫を収容するのか等の事前想定を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁にて各支所を集め同行避難について説明を実施した。 各種講習会、サーブリエリアでの講習会時に、同行避難及び日ごろからのしつけの重要性を説明、実際の避難を想定し模擬非難を行った。
地域猫活動及び猫引き取り数削減	<ul style="list-style-type: none"> 指定している地区（10地区）の後追い調査及び新たな地域の検討 地域猫活動ボランティアと協力し、エサやり者に対しTNR・地域猫活動の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 13地区347匹手術実施（雄150匹、雌197匹）した 猫のえさやりで周辺住民と問題となっている人へ、地域猫ボランティアグループと協力し地域猫活動を実施するよう指導した。 	

令和2年度重点取組方針（案）

自治体	取組	取組の内容
県	野良猫対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室など，様々な方法で「地域猫活動」の普及啓発を行うとともに，「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）」を活用して，不妊去勢手術実施頭数の増加に努める。 ・飼い主不明の猫の引取り依頼者や野良猫の苦情者等に対し，地域猫活動について説明するとともに，現地調査を行うなどして地域猫活動を推進する。
	野良犬対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・HP やチラシの配布，命を考える動物愛護教室などで，「野良犬に無責任にエサをやらない」，「飼い犬の不妊去勢手術の実施」等，「野良犬を増やさないための対策」の普及啓発に取り組む。 ・野良犬の多い市町担当課や自治会等と対策会議を行うなどして連携を強化するとともに，協議結果を踏まえた対策に取り組む。 ・市町や地域住民に対し，保護機や大型サークルを利用した保護の有効性を説明して，現在以上に利用の促進を図る。 ・野犬の多い地域等について，複数班で保護作業を行うなどして，野良犬数の削減に取り組む。 ・野良犬が多い地域について，無責任な餌やり者を把握し，リスト化し，重点的に指導することにより，野良犬の収容数削減に努める。
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの県民への譲渡の機会を増やし，センターでの譲渡制度について知ってもらうため，計4回，犬の出張譲渡会を開催する。 ・チラシを活用するなどして，譲渡制度の周知を図る。 ・譲渡団体の登録数を増やす。また，積極的に登録団体に働きかけを行う。 ・その他，譲渡を推進する新たな方策を検討する。
広島市	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護団体と連携し，引き続き2か月に一度のペースで休日譲渡会を実施するとともに，民間イベント等を活用した譲渡会に積極的に参加し，個人への譲渡数を増加させる。 ・センターから個人の方に譲渡する動物にマイクロチップを装着し，所有者明示等の動物の飼い主の責務について意識啓発を図る。
	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動を原因とする犬の飼養放棄を防止するため，民間の訓練士を活用し，飼い犬同判による実践的な「犬のしつけ方教室」を開催する。 ・関係団体との協働により，小学校対象の「動物ふれあい教室」及び中学校・高校対象の「いのちの教室」の開催を推進する。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活動中の町内会を引き続き支援していく。 ・地域から説明会の要望に応じて出張説明会を開催する。 ・飼い主のいない猫の問題は，猫の飼い主の無責任な行為によることから，飼い猫の適正飼養の徹底を図るため，市の広報番組での配信や猫の適正飼養についてセミナーを開催する。

自治体	取組	取組の内容
呉市	動物愛護教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園・小学校低学年を対象とした「動物ふれあい教室」の開催を推進する。 ・ 小学校高学年・中学生・高校生・一般を対象として、動物の命の大切さをテーマとした「いのちの教室」の開催を推進する。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猫で困っている地域の自治会等に対し、地域猫活動について啓発及び情報提供を積極的に行って、地域猫活動に取り組む地域を増やす。 ・ 地域猫活動実施地区の、その後の状況調査を行い、今後の支援にフィードバックする。
	譲渡の推進	ボランティアと協力して譲渡の情報提供の機会を増やしたり、市外で行われる譲渡会等を活用したりして個人譲渡を増やす。
福山市	動物愛護教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校等において「命の授業」を実施するとともに、各種動物関連イベントに積極的に参加する。 ・ 犬のしつけ方教室において、飼主に基本的なしつけ方を学んでもらうとともに、飼い犬を連れてきてもらいしつけを行う。
	譲渡の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3カ月以下の子犬子猫を週末一時預かってもらうボランティアをさらに募集するとともに、その中から乳飲み子ボランティアを育成する ・ 団体譲渡登録者と協力し、譲渡の促進を行う ・ 譲渡用成犬の基本的なしつけを実施する。
	地域猫活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定している地区（13地区）の後追い調査を実施する。 ・ 猫のエサやり・糞尿に関する相談から地域猫活動を推進する。

広島県動物愛護管理推進計画の見直しについて

令和元年6月、国は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部を改正し、これに伴い令和2年4月には動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）の一部を改正した。

これらを受け、本県の動物愛護管理推進計画の見直しを行い、改正された法や指針の考え方を反映するとともに、広島県動物愛護管理推進協議会で協議し、広島県動物愛護管理推進計画の改正を行う。

1 広島県動物愛護管理推進計画の改正

令和2年度第1回動物愛護管理推進協議会后、協議会に作業部会を設置し、協議内容を踏まえて広島県動物愛護管理推進計画の改正作業を行う。

(1) 作業部会メンバー

動物愛護（管理）センター職員各1名
 広島県獣医師会 1～2名
 広島県日本愛玩動物協会 1～2名
 広島県ペットショップ連合会 1～2名
 県食品生活衛生課（事務局）

(2) 改正スケジュール

令和2年度中に改正作業を終了する。

R2									R3		
4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1月	2	3
	幹事会		協議会		作業部会			改正案	協議会		改正

動物愛護管理基本指針の主な改定事項について

(普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成)

(適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保並びに返還・譲渡の促進)

- ・マイクロチップの装着等による所有者明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図る。
- ・令和12年度の殺処分数について平成30年度比、50%減(概ね2万頭)を目指す。
 - ① 譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)
 - ② ①以外の処分(譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難)
 - ③ 引取り後の死亡
- ・殺処分3分類の②に属する個体の返還及び適正譲渡を積極的に進める。
- ・①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やり防止により引取り数を減少させ、該当する動物の数を減らしていく。
- ・野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合がある。
- ・犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進について検討する。
- ・愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。
- ・動物の健康及び安全の保持をしつつ、終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

(周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止)

- ・所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進。
- ・特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守の徹底。

(所有明示措置の推進)

- ・販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る。
- ・犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性等に関して啓発の推進。

(動物取扱業の適正化)

- ・登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用を図る。

(災害対策)

- ・ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進する。
- ・平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進する。

(人材育成)

- ・動物愛護推進員等の人材の育成を更に積極的に推進していく必要がある。
- ・国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図る。

(動物愛護管理推進計画の策定に関する事項)

- ・基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。
- ・基本指針の改定に合わせて中間的な目標の設定等必要な見直しを行う。

動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の分類

① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）

（定義）

希望者又は愛護団体等に譲渡することが、動物愛護管理法第1条及び第2条の趣旨に照らして適切ではない又は譲り受けた者が同法第7条第1項の責務を果たすことが極めて困難と自治体の獣医師が判断したため、殺処分を行った動物

（例示）

○負傷や病気等による苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第2条の趣旨に反すると判断される動物

・具体例：治癒の見込みが無い、負傷、重篤な病気又は重度の認知症の動物

○狂犬病予防法第9条、第14条、第18条の2に基づいて取り得る殺処分

○動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止するために殺処分が必要な動物

・具体例：パルボウイルス感染症、猫白血病又は猫後天性免疫不全症候群等の感染症に罹患している動物

○重篤な病気、著しい障害等があり、譲渡が適切でないと判断される動物

・具体例：毛包虫症による皮膚炎等難治性の重篤な疾病、著しい奇形

○収容中及び譲渡後に人や他の動物に危害を及ぼす恐れが高い動物

・具体例：飼い主等を再々咬んだ履歴を持つなど攻撃性のある動物

○闘犬として使用又は訓練された犬で、人や他の動物に重大な危害を及ぼす恐れがある動物

・具体例：土佐闘犬等

② ①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

（定義）

①以外の理由により譲渡又は保管が困難である、と判断したため、殺処分を行った動物

（例示）

○①には該当しないが、適切な譲渡先が見つからない動物

・具体例：軽度の疾病、怪我又は先天性疾患並びに高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物

○①には該当しないが、施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難な動物

○①には該当しないが、適切な飼養管理が困難な動物

・具体例：大型で飼養管理が困難な犬又は哺乳等の適切な飼養管理を行うことができない幼齢の動物

③引取り後の死亡

(定義)

都道府県知事等が動愛法第35条第1項及び第3項に基づく引取り、狂犬病予防法に基づく抑留又は、条例に基づく収容を行った後、その運搬、飼養管理中に殺処分以外の原因で死亡した動物

(例示)

○病気または老衰により死亡した動物

○事故により死亡した動物

具体例：闘争等

○幼齢のため死亡した動物

○死因不明の動物

具体例：輸送中の死亡等

○環境省告示第五十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）第五条第一項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成十八年十月環境省告示第四百四十号）の全部を次のように改正したので、同条第四項の規定により公表する。

令和二年四月三十日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

目次

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
- (3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- 1 計画策定の目的
- 2 計画期間
- 3 対象地域
- 4 計画の記載項目
- 5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るといふことにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことである。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にする心を踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせない

ものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが必要であり、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることは誤りである。社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るためには、命あるものである動物に対して優しいまなざしを向ける態度が求められる。

(動物の管理)

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、全ての動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、糞尿等による迷惑を含め、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要がある。

この際、逸走やみだりな繁殖を防止する措置等により動物の行動等に一定の制約を課す必要が生じる場合があることのほか、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為が、動物による

害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることにも十分に留意する必要がある。

我が国では、幅広い世代に渡る約3割の国民がペットを飼育しており、ペットは伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在になっている一方で、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。令和元年度の世論調査では、ペットが人に与える影響について肯定的な回答が多い傾向にある一方、否定的な回答も一定数存在した。動物の所有者等は、ほえ癖や臭気等による迷惑や被害の加害者に自分になり得ることへの意識がややもすると希薄な傾向にあるが、被害者の置かれた状況を認識し、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、適正な飼養等に努めなければならない。

（合意形成）

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食

習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。様々な状況におけるペットの殺処分に対する意識を問う令和元年度の世論調査の質問では、けがや病気で回復の見込みがない場合に殺処分を許容できるとする回答は全体の4割であった。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。人と動物の共生は、人が、社会の中において、動物をそれぞれの役割に応じて適正に取り扱うことも包含しており、合理的な目的に応じて、適正な動物の取扱いがなされるならば、実験動物や家畜等の利用についても、共生の在り方の一つであると考えられる。また、動物が社会や自然環境に及ぼす正と負の側面に関する知見の蓄積や、消費行動等の個人や社会の活動が動物の世界に与えている影響等、人と動物の関係を考える上での新たな状況や視点に留意した対応も求められている状況にある。

その上で、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させ、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンの形成を目指していくためには、我が国の風土や社会の実情、日本人の動物観の特質や海外との違いを踏まえ、人と動物の関係についての丁寧な議論を積み重ねることが重要である。

第2 今後の施策展開の方向

∞

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、適切な愛護及び管理の基盤となるべき国民共通の理解の形成までには至っていない。人と動物の共生する社会の実現を図るためには、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく施策を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全て

の当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進するとともに、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、目指す社会の姿や動物の取扱いに関する行為規範の在り方について、中長期的に検討していく必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有し、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。また、動物の愛護及び管理の分野においても、科学的・客観的な知見等の収集と政策の目的や効果の明確化を行い、適切な情報共有を通じて証拠に基づく政策立案（EBPM；Evidence-based Policymaking）を推進していくことが求められている。各種施策を着実

に進めていくためには、長期的に、かつ科学、法律、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討し、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えた目標及びその達成手段等を設定して、総合的かつ体系的に取組を進めていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらない全ての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、指定都市及び中核市以外の市区町村を含む行政間及び行政内の部局間の連携や、動物愛護推進員や動物愛護の地域ボランティア及び民間団体の協力が重要であり、このためには、国、地方

公共団体等の行政機関、獣医師会、企業、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関、地域ボランティア等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。取組に際しては、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の同時解決を図る視点が必要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の実行を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。具体的には、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援並びに災害対応や多様な関係者の参画・協働にも役立つ地域拠点としての動物愛護管理センターを始めとした動物愛護管理施設の機能の拡充等が必要である。また、国は、地方公共団体等の取組を支える科学的・客観的な知見やデータ等の蓄積による調査研究の推進、ガイドライン等の作成、研修会の開催等を通じた技術的支援を行うこ

となどにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、令和12年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進す

12

る必要がある。

また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、幅広い関係主体の参画による議論を活性化しつつ、中長期的に検討していくこと。

ウ 動物を見せることや動物と触れ合うことを目的とした、動物の展示利用については、多種多様な利用形態ごとに意義と課題を整理するとともに、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらすこと及び感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保することの双方の観点から、展示利用における動物の取扱いに関する基本的な考え方を整理・検討すること。また、学校飼育動物の取扱いに関しても同様に基本的な考え方を整理・検討すること。

14

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、動物の愛護及び管

理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「令和元年改正法」という。）により、遺棄、虐待等に対する罰則の引上げ等が行われた。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成30年度は年間約9万頭、殺処分率は平成16年度の約94%から平成30年度の約42%へと大幅に減少した。一方で、殺処分を減らすことを優先した結果、譲渡適性のない個体の譲渡による咬傷事故の発生や、譲渡先の団体における過密飼育等、動物の健康及び安全の確保の観点からの問題が生じているとの指摘がある。今後は、令和元年改正法において地方公共団体が所有者不明の犬又は猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことや、早くから引取り数・殺処分率の削減等を進めてきた地方公共団体や野犬等が多く収容される地方公共団体もあることを踏まえ、動物の適正飼養を推進しつつ、殺処分を減らしていく必要がある。

15

②講ずべき施策

ア 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等にお

いて、遵守すべき飼養保管の基準等に基づき、原則として繁殖を制限しなければならないことについて説明が行われるようにすること、安易な飼養の抑制等により終生飼養を徹底すること、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置を徹底すること、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進すること、及び遺棄の防止を行うこと等により、地方公共団体における犬及び猫の引取り数について、更なる減少を図ること。

イ 犬及び猫の殺処分を透明性を持って戦略的に減らしていくことが必要であり、以下の殺処分の3分類の特に②に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進め、令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指すこと。また、①、③については飼い主責任の徹底や無責任な餌やりの防止により引取り数を減少させ、結果的に該当する動物の数を減らしていくこと。

①譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）

②①以外の処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）

③引取り後の死亡

ウ 野犬が多い地域等では、引取り数・殺処分率又は殺処分数を減少させるため、集中的に捕獲を実施し、野犬の再生産を抑制することが必要な場合があり、短期的にこれらの数値が増加してもやむを得ない面があることなどを踏まえ、中長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及啓発等の取組を推進すること。

エ 犬又は猫の譲渡の促進に当たっては団体への譲渡が効果的であることを踏まえつつ、団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題を整理し、対応について検討すること。

オ 令和元年改正法において、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや動物愛護管理センターが行う業務が明確化されたことを踏まえ、災害対応や多様な関係者の参画及び協働にも役立つ地域拠点としての役割も考慮して、引き続き、返還又は譲渡の促進に向けた施設整備を推進すること。

カ 令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務づけられたことの周知徹底等を図るとともに、通報への対応等の

明確化及び必要な体制の構築について検討すること並びに警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

キ 終生飼養の責務は、飼い主に最後まで責任をもって動物を飼育することを求めるものだが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康及び安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めること。

ク 不適正飼養等に起因して、周辺的生活環境が損なわれている事態や動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められる場合には、令和元年改正法により報告徴収又は立入検査が可能となったことを踏まえ、地方公共団体の指導、監督の強化等に向けた環境を整備すること。

(3) 周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養等又は給餌給水により、動物による危害及び周辺的生活環境が損なわれ

る事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。所有者不明の犬又は猫について、新たに地方公共団体が引取りを拒否できる場合が規定されたが、動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、危害及び迷惑問題防止の観点から、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等、地域の実情に合わせた対策や対応が必要である。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生していること、令和元年改正法により、特定動物に関する規制が強化されたことを踏まえ、厳格な法令遵守が求められている。

19

②講ずべき施策

ア 住宅密集地等において地域住民の十分な理解の下に飼い主のいない猫への不妊去勢の徹底や給餌若しくは排せつ物の管理等を実施する地域猫活動の在り方に関し検討を加え、適切な情報発信を行うこと。

- イ 生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者等のいない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについての普及啓発の強化や、地域猫活動に対する理解の促進等を通じ、所有者等のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取組を推進すること。
- ウ 多頭飼育問題等不適正な飼養に対応するため、関係する地方公共団体の福祉部局等との連携を強化し、周辺的生活環境の保全等を図る措置の在り方について検討し、ガイドラインを作成すること。
- エ 特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知を推進し、遵守を徹底すること。
- オ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。
- カ 特定動物に関連する法令遵守のため、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずること（所有明示）は、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものである。令和元年改正法において、販売される犬又は猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録等が義務化されたことから、所有明示措置の推進が一層求められており、所有明示措置の意義、役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進する必要がある。

②講ずべき施策

ア 販売される犬又は猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等が義務化された令和元年改正法の趣旨を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用に向け、必

要な検討を行うこと。

- イ 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着を始めとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進しつつ、マイクロチップ装着等の義務対象範囲について検討すること。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

飼養管理が不適切な動物取扱業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、令和元年改正法において動物取扱業者に対する規制が強化された。

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

- ア 登録制度の遵守の徹底に加え、動物取扱責任者の要件の厳格化、動物に関する帳簿の備付けの義務化、遵守基準の具体化、勧告及び命令の権限強化等、新たな規制の着実な運用

を図ること。

イ 動物取扱業の更なる適正化に必要な、地方公共団体による動物取扱業者に対する制度の周知や指導及び監視の強化並びに規制の実効性の確保が必要であり、これらに対する支援を検討すること。

ウ 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るよう、その主体的な取組を促進すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

23

①現状と課題

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）は、平成25年にその基準の内容を改正し、遵守状況の点検、その結果の公表及び可能な限りの外部機関等による検証の実施について位置づけを行っている。平成29年には実験動物飼養保管等基準解説書研究会による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」を作成し、関係機関等に周知を行って

きた。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

- ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。
- イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用

数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

我が国も加盟する国際獣疫事務局（OIE）において、アニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されていることを踏まえ、我が国においては、「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」の通知の発出や国の補助事業等による各畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の作成・改訂がなされ、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・定着が図られている。このため、これらの動向を踏まえ、産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月総理府告示第22号。以下「産業動物の飼養保管基準」という。）を見直す必要がある。

②講ずべき施策

ア 令和元年改正法において、地方公共団体の畜産部局及び公衆衛生部局との連携強化が盛り込まれたことから、関係省庁と連携して、効果的な連携強化の在り方について検討を行うこと。

イ 関係省庁の協力を得ながら、法及び産業動物の飼養保管基準の内容についての周知の推進や遵守の徹底について、効果的な方法を検討し、実施すること。

(8) 災害対策

①現状と課題

災害時における飼い主責任によるペットとの同行避難の考え方がある程度普及し、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月環境省発行。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、獣医師会や動物愛護団体等による動物救護活動も活発に行われるようになってきている一方で、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要である。また、避難行動においては、ペットとの同行避難の

徹底や避難所、応急仮設住宅での受入れ等が依然として社会的な課題となっている。近年は災害が広域化していることから、関係機関等との連携協力の下に広域的な協力体制を整備しておく必要がある。

②講ずべき施策

- ア 都道府県以外の地方公共団体においても、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置付けが明確化されるよう促すとともに、地域の実情に応じて、ペットの一時預かりや、ペット連れ被災者に対する避難所、応急仮設住宅、復興住宅等での対応が適切に行われるよう、既存施設の活用や施設整備を含め、必要な体制整備を推進すること。
- イ ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること。
- ウ 被災地以外の地方公共団体や民間団体と連携した広域的な協力体制について事前の体制整備を推進すること。

エ 産業動物等、ペット以外の動物の災害対策についても、関係省庁間の連携・情報共有を図りつつ、対応を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要である。令和元年改正法において、都道府県、指定都市及び中核市は動物愛護管理員等の担当職員を置くこととされ、指定都市及び中核市以外の市区町村も、動物愛護管理担当職員を置くよう努めることとされた。

また、民間を含めた多様な組織や人材の参画・協働も必要である。都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成30年度末で125地方公共団体中72地方公共団体、約3400人となっているものの、未だ委嘱のない地方公共団体もあるなど、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とは言えない状況にある。

このため、行政の担当職員や動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、動物虐待等の該当性についての客観的な判断や関係者への適切かつ効果的な監視・指導を行うために必要な研修等の実施を通じ、専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

ウ 国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業の推進により、普及啓発教材の作成・配布や各種研修会・講演会の開催等を通じて、適正飼養に関する専門的な知識及び技能等を保持する人材の育成を図ること。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとは言えない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。

②講ずべき施策

- ア 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における虐待、遺棄等の具体的事例、罰則の適用状況、科学的知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めること。
- イ アニマルウェルフェアの考え方と諸外国等における制度とその運用実態について、文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、アニマルウェルフェアや動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理すること。

ウ 脊椎動物の苦痛の感受性について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における調査研究、制度とその運用の事例等について情報の収集を行い、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じて、その取扱いの在り方の整理を行うこと。

エ 動物の殺処分の方法について、関係機関の協力を得ながら、諸外国等における科学的知見や制度等について情報収集を行い、従事者の安全性や心理的な負担等も考慮して、基本的な考え方や具体的な手法について再整理すること。

オ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献、国内における動物の飼養保管の実態、ペット飼育による社会的効用や新たな社会需要等に係る情報収集を行うこと。

31

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して、地域の実情を踏

まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、法第6条第2項及び第3項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等と

の連携の確保を含む。)に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところ
であるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加、それらの構成の在り方等に
ついて、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを
必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、
動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するな
どして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透
明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリックコメ
ント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又は猫の引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、全ての市区町村にその役割が期待される場合もある。このため、関係地方公共団体間での施策の整合を図り、計画の実効性を高める観点から、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うことなどにより、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

34

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後おおむね5年目に当たる令和7年度を目途として、その見直しを行うこととする。

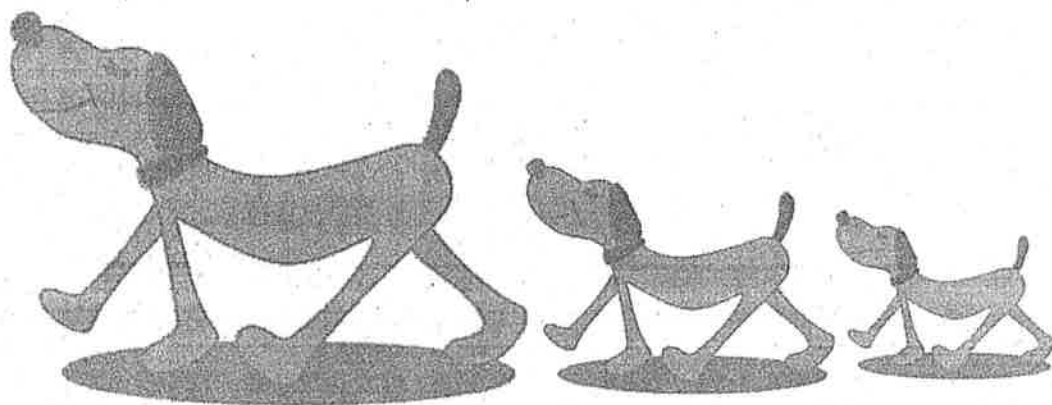


附 則

この告示は、令和二年六月一日から適用する。



広島県動物愛護管理推進計画



平成26年3月

広島県

広島県動物愛護管理推進計画

目次

はじめに

第1	動物愛護管理推進計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	性格	
3	期間	
第2	計画の基本方針	2
1	人と動物との調和のとれた共生社会の実現	
2	連携・協働による施策の推進	3
(1)	地域住民の役割	
(2)	飼い主の役割	
(3)	動物取扱業者の役割	4
(4)	獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割	
(5)	動物愛護推進員の役割	
(6)	研究機関の役割	5
(7)	市町の役割	
(8)	県の役割	
3	広島県動物愛護管理推進計画概要	6
4	関係者に期待される役割	7
5	動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係	8
第3	現状・課題・目標	9
1	現状と課題	
・	犬の飼養数の増加	
・	犬の狂犬病予防注射接種率の低下	10
・	犬による咬傷事故の発生状況	11
・	動物に関する苦情等	12
・	返還・譲渡・致死処分の状況	13
・	野良犬・野良猫問題	14
2	目標	15

第4 課題への具体的取組	16
施策-1 普及啓発		
(1) 動物愛護週間行事の充実		
(2) 動物愛護教育の充実		
(3) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	18
施策-2 適正飼養の推進(動物の健康・安全の確保)	19
(1) 犬及び猫の引取り数の削減(飼い犬・飼い猫)		
(2) 犬及び猫の引取り数の削減(野良犬・野良猫)	20
(3) 元の所有者等への返還	21
(4) 収容された犬及び猫の譲渡の推進		
(5) 動物の遺棄・虐待の防止	22
(6) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進		
施策-3 動物による危害・迷惑防止	23
(1) 地域ルール遵守の指導・啓発		
(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底		
(3) 狂犬病対応マニュアルの活用	24
(4) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守		
(5) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底		
(6) 人と動物の共通感染症の防止		
施策-4 所有者明示(個体識別)措置の推進	25
(1) 飼い主義務の周知徹底		
(2) 識別器具の整備		
施策-5 動物取扱業者の適正化	26
(1) 事業者評価に基づく重点的監視の実施		
(2) 新たな業態の監視指導の実施		
(3) 犬猫等販売業者の監視指導の徹底		
(4) 特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底		
(5) 飼い主の責務に関する説明の徹底	27
(6) 動物取扱責任者研修の充実		
施策-6 実験動物の適正な取扱いの推進	28
・ 実験動物取扱施設への普及啓発		
施策-7 産業動物の適正な取扱いの推進	29
・ 畜産業者等への指導		
施策-8 災害時対策	30
(1) 県及び市町の防災計画への参画		
(2) 災害時対策を適切に行うための体制の整備		
(3) 動物取扱業者の災害時対策の徹底		
(4) 特定動物の災害時対策の徹底		

(5) 災害時対策のネットワークの構築	31
施策-9 人材育成	31
(1) 行政担当者の知識・技術の取得の支援		
(2) 動物愛護推進員の育成		
(3) 専門知識を持つ者の育成		
(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用		
施策-10 調査研究の推進	32
(1) 調査研究の実施		
(2) 研究目録の作成		
第5 計画の推進	33
1 計画の周知		
2 計画の実施体制の整備		
(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上		
(2) 調査研究の実施		
3 市町との連携推進		
4 関係団体との連携推進	34
5 達成状況の点検と計画の見直し		
参考資料	35
具体的取組一覧	36

The following information is for your information only. It is not intended to be used as a substitute for professional advice. The information is based on the current laws and regulations in effect at the time of publication. It is subject to change without notice. The information is provided for your general information only and does not constitute an offer of insurance or any other financial product. The information is not intended to be used as a substitute for professional advice. The information is based on the current laws and regulations in effect at the time of publication. It is subject to change without notice. The information is provided for your general information only and does not constitute an offer of insurance or any other financial product.

はじめに

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

少子高齢化，核家族化が進行する中で，ペットショップ等の動物取扱業の増加や多種多数の動物の飼養などに見られるように，県民の動物飼養への志向は高まっています。動物は，単なる愛玩の対象から，「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」となり，飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきました。

その反面，動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待，飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為，地域における猫の管理をめぐる意見の相違，ペットショップでの不適切な管理など，動物愛護管理に関して，多くの課題が山積していることも事実です。

国は，平成17年6月，動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）を改正し，国の定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理基本指針」という。）に基づき，都道府県の区域における動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けました。

県としましては，計画の策定にあたって，本県の実情を踏まえるとともに，多様な意見，情報及び専門的知識を取り入れるため，関係自治体や獣医師会，動物愛護団体等の関係団体，動物取扱業者，学識経験者，試験研究機関，そして地域住民の代表からなる動物愛護管理推進協議会を設置し，本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として，平成20年3月，広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

平成24年9月，国は動物愛護管理法を改正し，これに伴い平成25年8月には動物愛護管理基本指針を改正しました。これを受け，県におきましても今回，本計画の見直しを行い，改正された法や指針の考え方を盛り込みました。

本計画は，本県の現状を認識し，将来のあるべき姿を設定することにより，課題を把握し，その対策を数値目標等も定めた上で策定したものであります。

今後は，家族の一員としての動物の存在意義が高まるとともに，動物が地域社会に深い関わりを持つことが予測される中で，動物が地域社会において受け入れられるよう，より実効ある施策を展開していく道筋を表したものです。

ついては，本計画を着実に実施していくことにより，人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

平成26年3月
広島県

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、少子高齢化、核家族化が進行する中での、動物飼養への志向の高まりなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画です。

また、地域住民、飼い主、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町、県など、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 期間

本計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

第2 計画の基本方針

1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することに併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないようにする必要があります。

現在、少子高齢化、核家族化が進行していく中で、家族の一員、家庭のパートナーとして動物を飼養する人が増加しており、地域の人々も動物を巡る種々な問題に関わらざるを得ない状況も起きています。

今回、広島県動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）として、人と動物を取り巻く諸課題を次の3つに大別しました。

- 動物の適正飼養に関すること
- 動物の愛護に関すること
- 危機管理の対応に関すること

さらに、この課題を主体的に取り組む対象者を次のとおり8つに分類しました。

- 地域住民
- 飼い主
- 動物取扱業者
- 獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア
- 動物愛護推進員
- 研究機関
- 市町
- 県

そして、それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、人と動物との調和のとれた共生社会を実現しようとするものです。

2 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い主のいない猫を巡る意見の相違によるトラブルなど地域に密着したものから、犬の保護・犬及び猫の収容、動物取扱業の監視、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、地域住民、飼い主、動物取扱事業者、動物愛護団体等の関係団体、市町、県など多くの主体が関わっています。

真に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、その考え方を、従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いたものから地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、改めて各主体の連携・協働による取組を推進していくことが必要になっています。

(1) 地域住民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会は、県民一人ひとりの自覚的な行動なしには実現しません。

そのため、県民には、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提として、地域コミュニティの中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和による関係を築いていく努力が求められます。

(2) 飼い主の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

そのためには、飼養開始前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについても、十分理解して対応しておく必要があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

(3) 動物取扱業者の役割

動物販売業等の動物取扱業者は、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現の一翼を担う社会的な役割を負っています。

このため、動物愛護管理法では動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施することを求めています。

(4) 獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や県獣医師会は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

(5) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱できるとされています。

動物愛護推進員には地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

なお、動物愛護推進員は、法令により次の活動を行うこととされています。

- 犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民への普及啓発
- 住民の求めに応じた、犬及び猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 犬及び猫等の譲渡のあっせん、その他の支援
- 行政の動物愛護管理施策への協力
- 飼い主に対する犬及び猫等の飼養に関する助言

(6) 研究機関の役割

研究機関の役割としては、人と動物の共通感染症に関して幅広く過去の調査研究のとりまとめを行うと同時に、今後の調査研究を通じ本計画に対して助言を与える役割が期待されています。

(7) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、そうした課題解決には、地域の実情に応じたきめ細かな主体的取組が不可欠となります。

なかでも市町には、地域における動物愛護管理の担い手の活動を支援するとともに、動物の愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

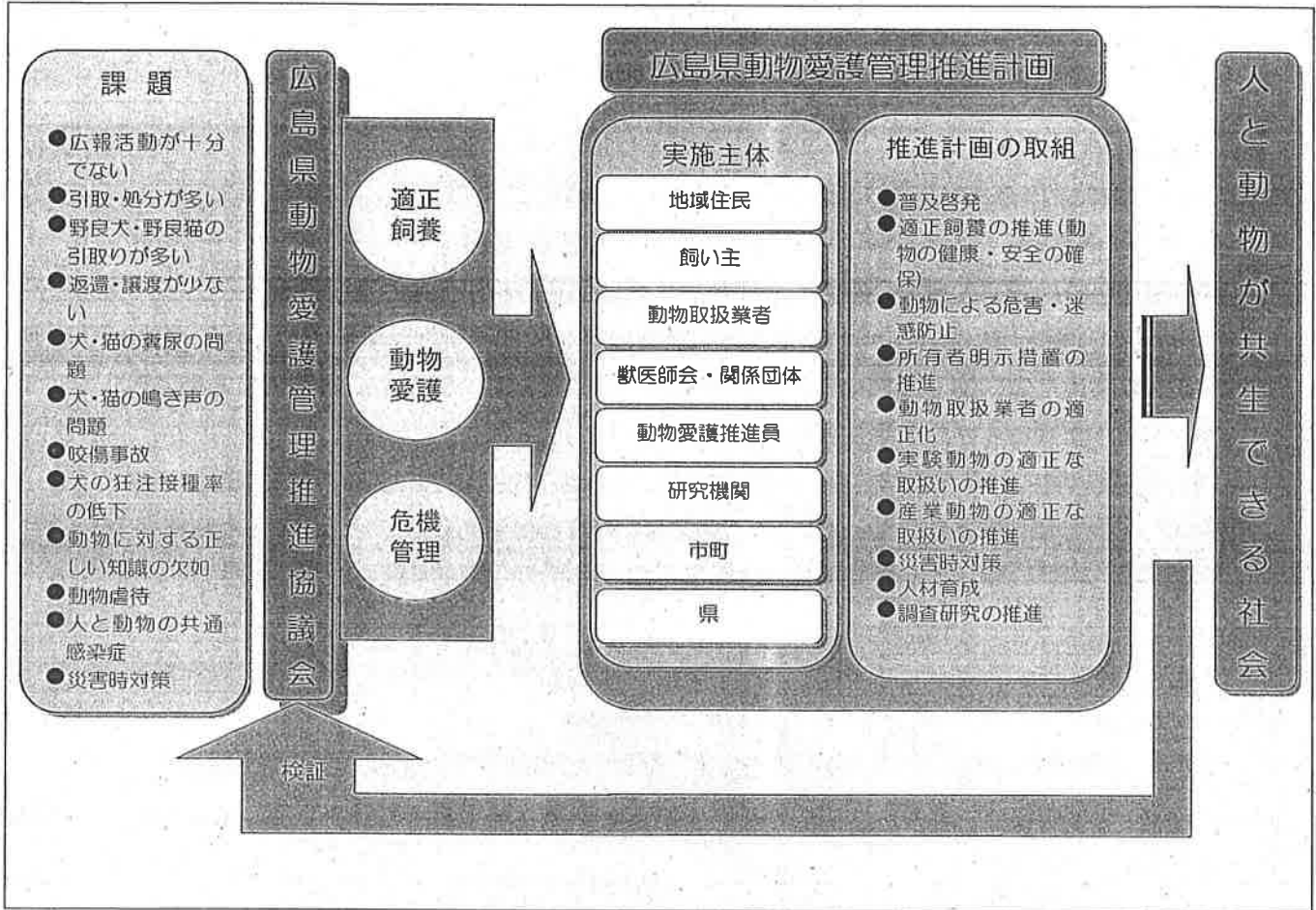
また、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じた設備や物資の備蓄等を行うなどの役割が期待されています。

(8) 県の役割

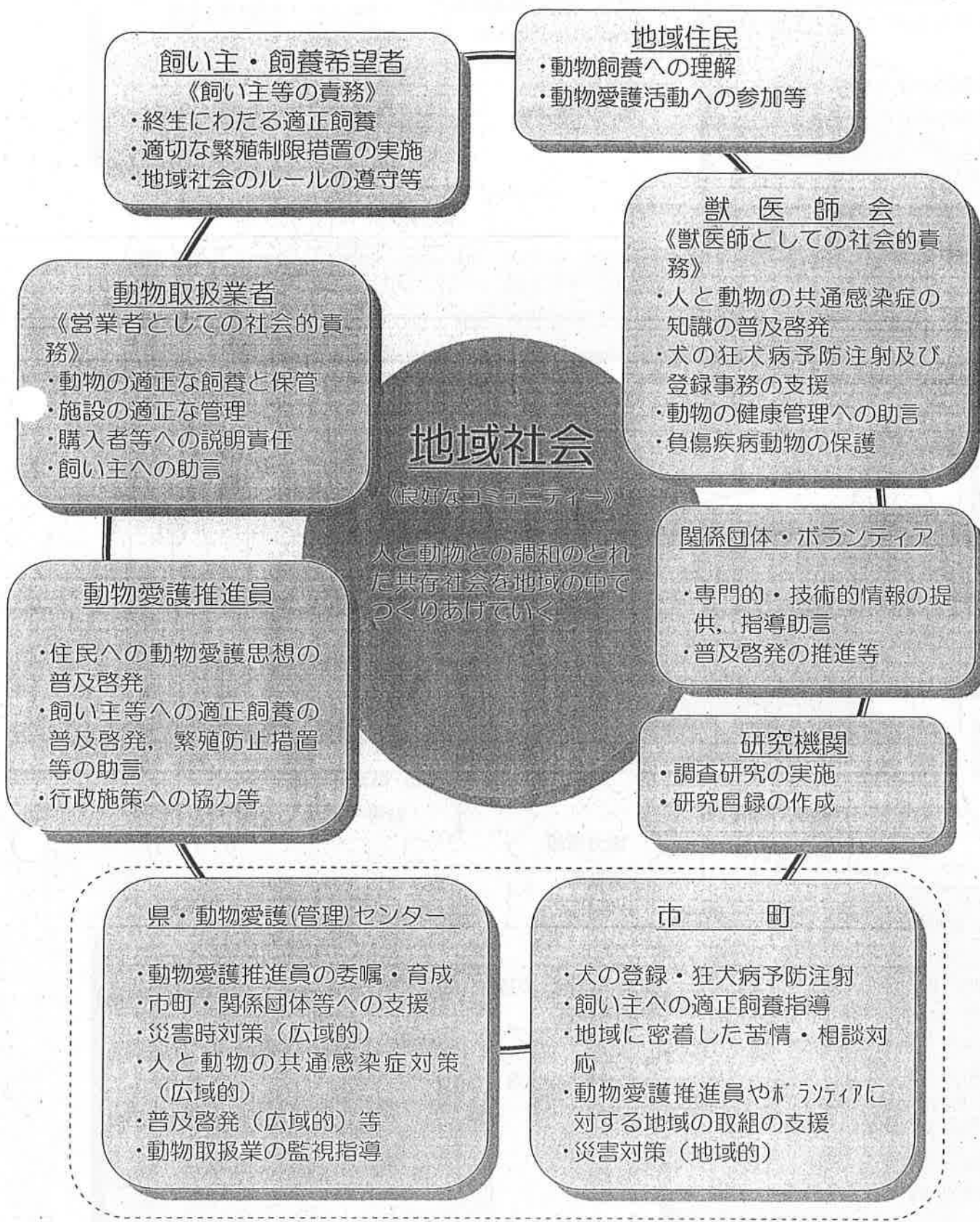
県は、動物愛護管理行政の実施主体として、動物取扱業の登録と監視指導、犬の保護・犬及び猫の収容と返還・譲渡、人と動物の共通感染症対策、災害時の動物救援等、広域的かつ専門的で主要な役割を果たしています。

また、市町の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が、県内全域で実施されるように支援し、本計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

広島県動物愛護管理推進計画概要

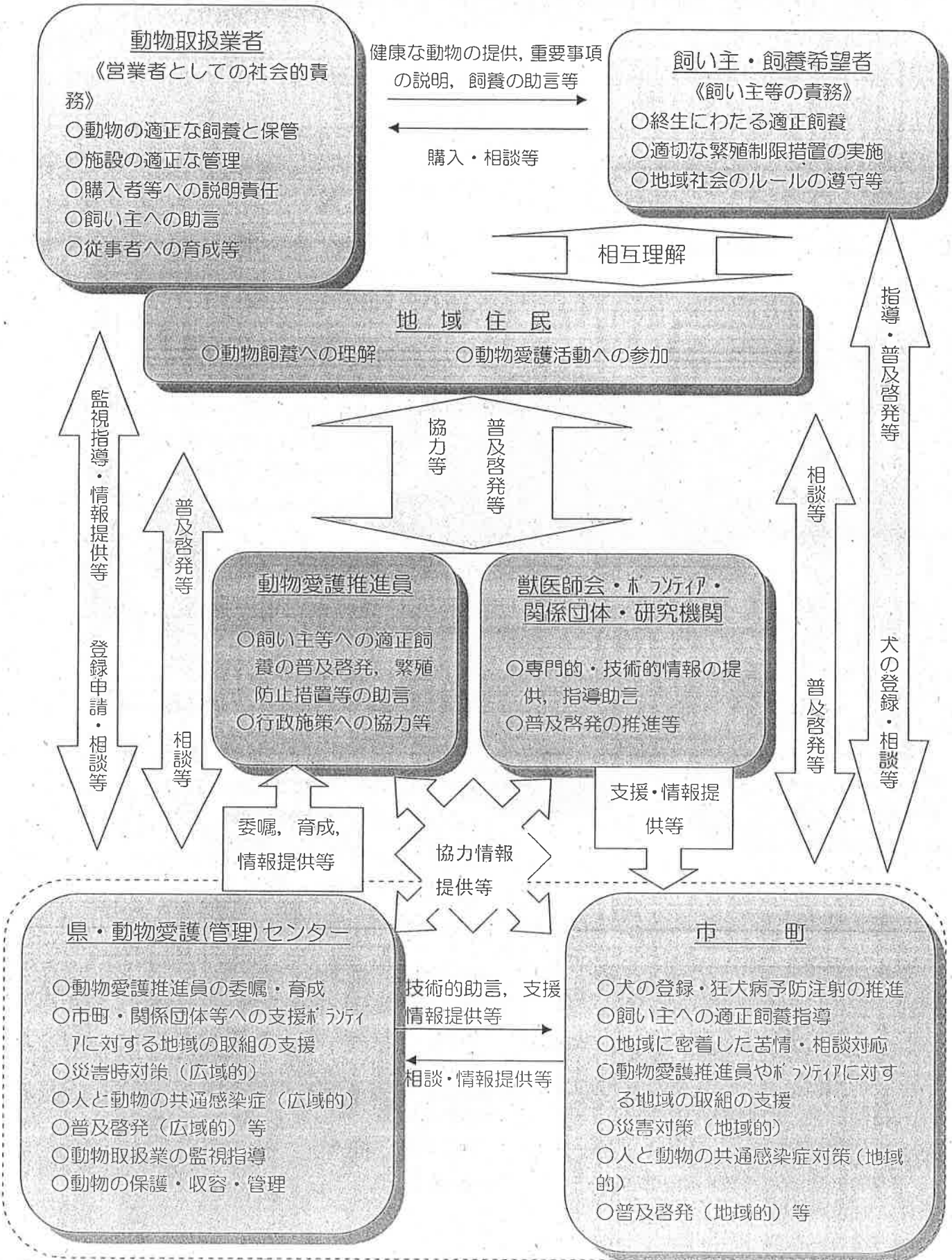


関係者に期待される役割



※ 広島市、呉市、福山市においては、「動物愛護（管理）センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



※ 広島市, 呉市, 福山市においては, 「動物愛護(管理)センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

第3 現状・課題・目標

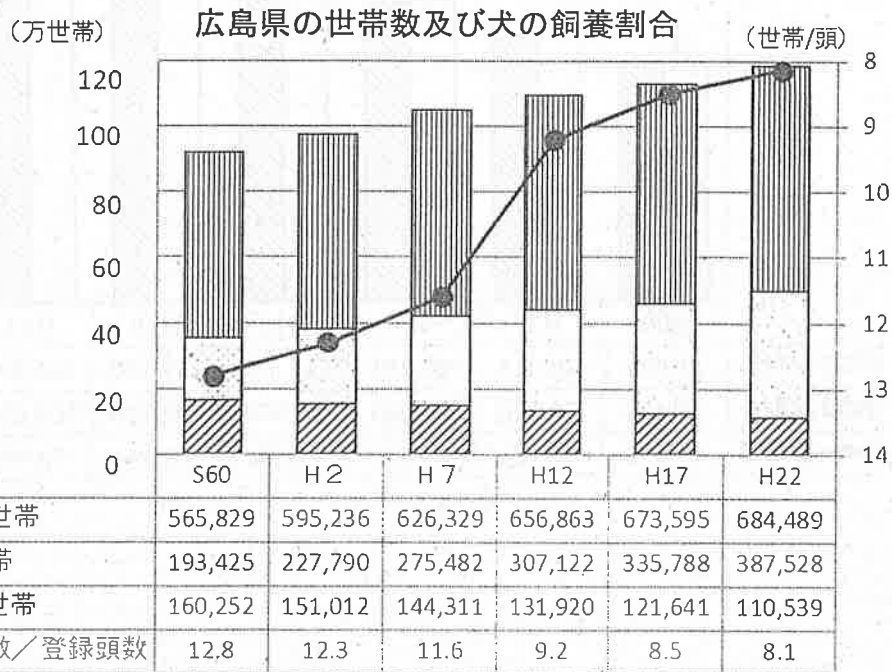
1 現状と課題

犬の飼養頭数の増加

○ 全国、本県ともに、犬の登録頭数が増加しています。

なお、平成14年6月11日付け健感発第0611001号で通知の「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」によると飼い犬の転居先が不明になった登録原簿については、犬の寿命を考慮し、生後20年程度の保存期間を経た場合、再度転居先等の調査を行い、死亡届を提出するように指導されたいとあり、この通知に伴い、市町は、登録原簿を整理する必要があります。

○ 本県の世帯数に対する犬の飼養割合は、昭和60年に12.8世帯数に1頭でしたが、平成22年には8.1世帯に1頭となり、約1.5倍となっています。

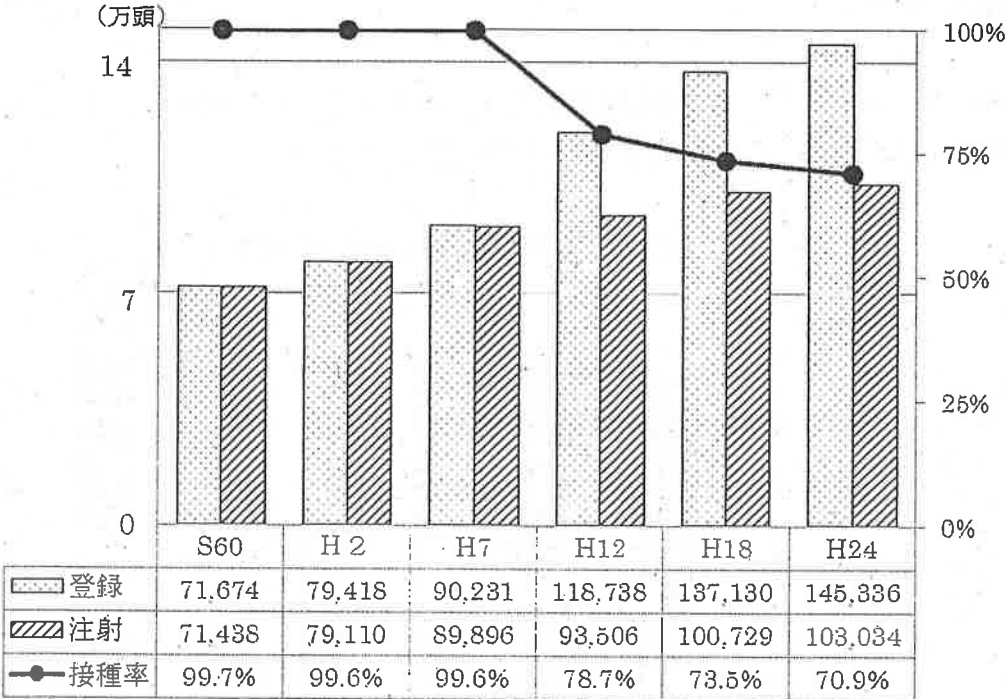


○ 一般社団法人ペットフード協会の調査では、平成24年度の全国の犬の飼養頭数は、登録数約679万頭の1.7倍の約1,153万頭と推計されていることから、本県においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられます。

犬の狂犬病予防注射接種率の低下

- 平成7年度には狂犬病予防注射接種率が全国、本県ともにほぼ100%でしたが、平成24年度には全国が72.4%、本県が70.9%まで低下しています。
- また、登録された犬以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。
- なお、犬の登録が、平成7年に生涯1回に変更されてから、予防注射の接種率が低下しています。

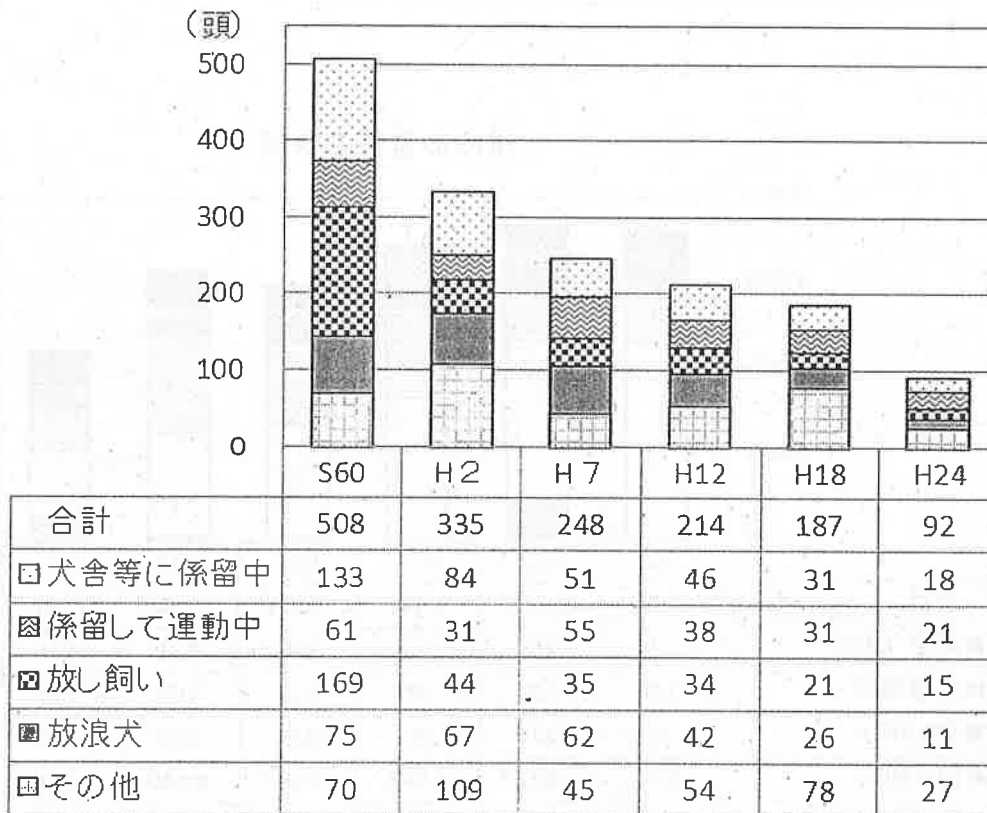
県内の犬の狂犬病予防注射等について



犬による咬傷事故の発生状況

- 本県における動物関連の事故は、平成 24 年度には 92 件（平成 18 年度比 49.5%）の届出があり、全て犬による咬傷事故です。
- 事故の多くは犬舎等に係留中や、放し飼いで起きており、しつけの不徹底、他者に対する配慮の不足などが原因となっています。

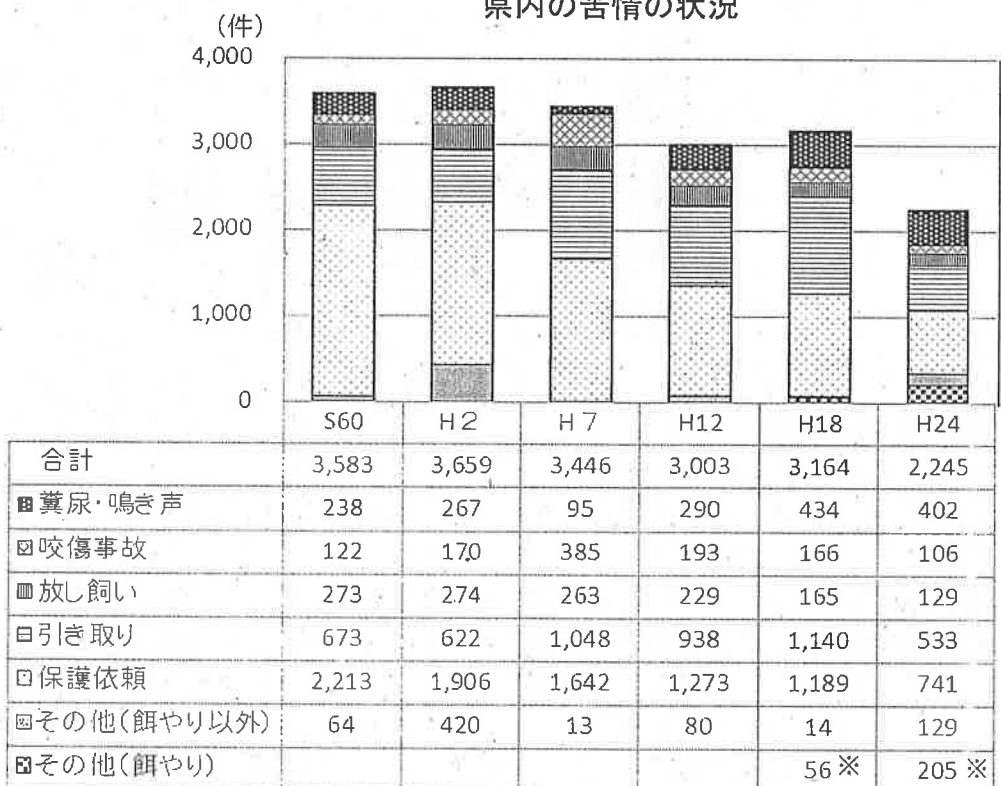
県内の咬傷事故発生時における動物の状況



動物に関する苦情等

- 昭和 60 年度以降、苦情件数は徐々に減少しています。
平成 24 年度は 2,245 件（平成 18 年度比で 29%減少）と本計画策定時に設定した目標（平成 18 年度実績 3,164 件から 25%減少）を達成しています。
- 平成 18 年度以降、苦情件数は大きく減少していますが、中には「糞尿の放置や鳴き声による迷惑」のようにあまり減少していない苦情、また、「給餌による迷惑（グラフではその他に含まれます。）」のように増加（平成 24 年度の件数が 205 件と平成 18 年度の 56 件から約 3.6 倍）している苦情もあります。

県内の苦情の状況



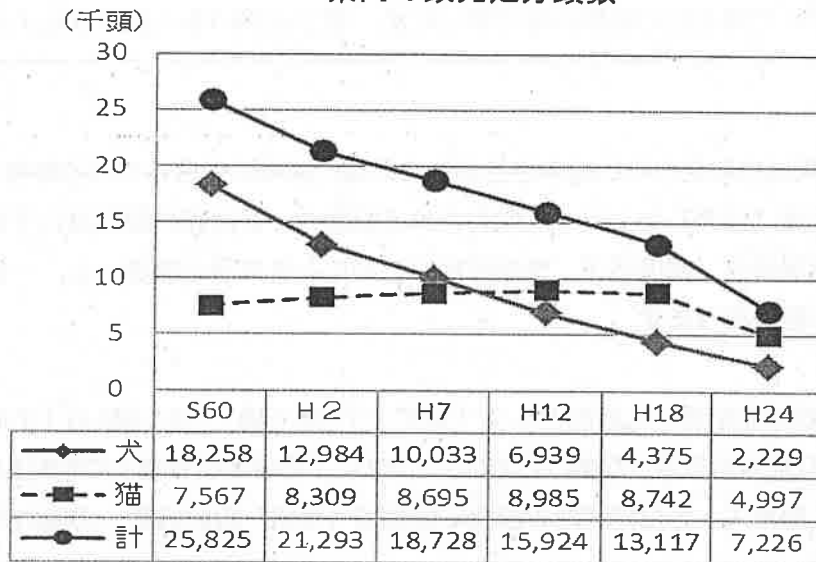
(※餌やりの調査については、H18 から集計開始)

返還・譲渡・致死処分状況

○ 昭和60年度以降、致死処分数は年々減少しています。

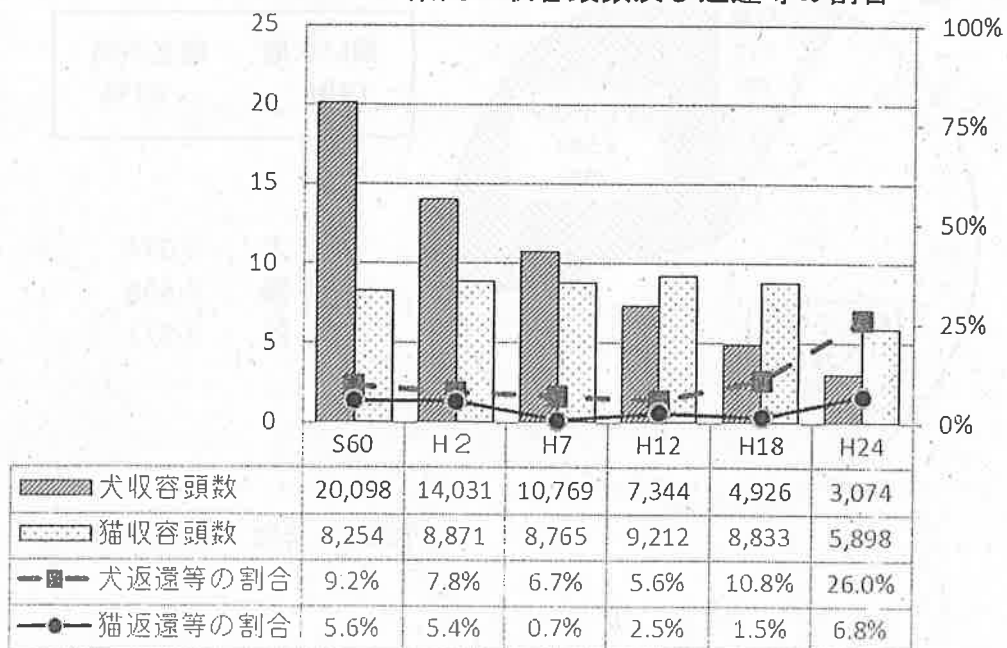
本計画策定以降も順調に減少し、平成24年度は7,175頭（平成18年度比54.7%）まで減少しています。

県内の致死処分頭数



○ 収容された動物の返還・譲渡の割合は、非常に低い状況が続いていましたが、本計画策定以降、その割合が増加（平成24年度は犬が26.0%、猫が6.8%）しています。

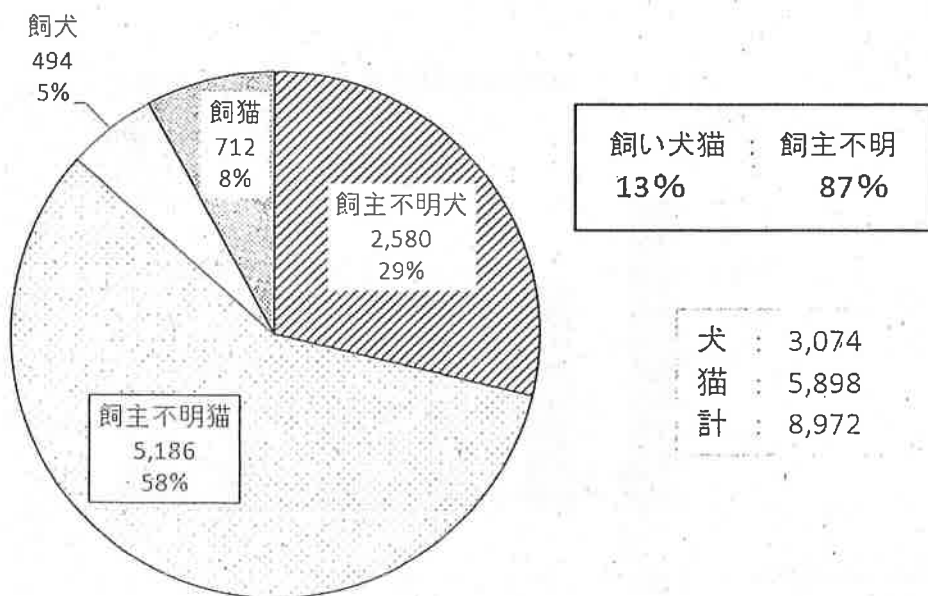
県内の収容頭数及び返還等の割合



野良犬・野良猫問題

- 平成 24 年度に県内の動物愛護（管理）センターに収容された犬猫 8,972 頭のうち、飼い主不明の犬猫が 8 割以上（犬 2,580 頭（29%）、猫 5,186 頭（58%））を占めています。そのほとんどは野良犬・野良猫であり、野良犬・野良猫には飼い主がないため、動物愛護（管理）センターに収容された場合、元の飼い主に返還されることはありません。また、人に馴れないものや産れて間もない乳飲み仔が多いため、新たな飼い主へ譲渡するのも難しいのが実情です。
- 犬猫の致死処分数をさらに減少させるためには、地域に生息している野良犬・野良猫を減少させ、動物愛護（管理）センターに収容される野良犬・野良猫の数を減らす必要があります。行政機関、獣医師会、関係団体、地域住民はこのことを共通の認識とし、一体となってこの問題に取り組む必要があります。
- 野良犬・野良猫が増える原因として「捨て犬」「捨て猫」「放し飼い」「不妊去勢手術の未実施」「無責任な餌やり行為」が挙げられます。また、「野良犬の保護」「無責任な餌やり行為への指導」など、野良犬・野良猫問題の解決には地域（市町、自治会等）の協力が不可欠です。

県内の収容頭数及び返還等の割合



(平成 24 年度 県内全体状況)

2 目標

- 様々な機会をとらえて動物愛護に関する教育活動や広報活動等に取り組むことによって、県民が生命を尊重する平和な社会の実現を目指します。
- 飼い主が責任を持って動物を適正に飼養することによって、動物に関わる近隣トラブルをなくし、動物が地域の一員として受け入れられていく社会の実現を目指します。
- 動物の致死処分数の減少を図ります。
平成 35 年度の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 75%減少させることを数値目標とします。
また、平成 29 年度の致死処分数を、平成 18 年度の致死処分数から 50%減少させることを中間目標とします。

【数値目標】

指 標	目標（35年度）	中間目標（29年度）	18年度実績
犬及び猫の致死処分数	75%減少	50%減少	13,117

第4 課題への具体的取組

施策-1 普及啓発

(1) 動物愛護週間行事の充実

○ どうぶつ愛護のつどい（フェスティバル）

動物愛護週間に県民参加型の行事を行い、動物愛護及び適正飼養について、市町、県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し普及啓発に努めます。

○ 動物慰霊式

動物愛護（管理）センターで致死された犬及び猫の慰霊式を行うことにより、命の尊さについて考える場を設け飼養管理者に適正飼養及び終生飼養を促がします。

(2) 動物愛護教育の充実

○ 飼育講習会の開催

動物愛護センター等に収容された犬及び猫の中から、譲渡可能な動物を飼養希望者に終生飼養等を条件に無償で譲渡していますが、譲渡に際しては、飼育講習会を義務付け次のとおり開催しています。

今後とも、動物愛護思想の高揚と適正な飼養管理の普及啓発を図る目的で飼育講習会の内容の充実を図り、開催を促進します。

区 分	内 容
県	犬：毎週水曜日、第3日曜日（9月を除く） 猫：随時
広島市	第2、4木曜日（4、5月は第2、4月曜日）
呉市	随時
福山市	第2、4火曜日

○ ふれあい動物愛護教室の実施

動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長するものであることから、動物を慈しむ心を育ててもらうために保育所、幼稚園の園児及び小学校の児童を対象にふれあい動物愛護教室を行います（※動物ふれあい事業を実施するに当たっては、動物に与えるストレスの軽減に配慮します。）。

また、地域住民、各種団体等に対しても、動物の適正な飼養管理及び人への危害防止等について講習、指導等を行います。

○ 命を考える動物愛護教室の実施

小学校高学年以上を対象に、動物愛護（管理）センターに犬猫が収容される理由、致死処分の実態、適正飼養などについて考える「命を考える動物愛護教室」を開催します。また、「命を考える動物愛護教室」の内容を紹介する資料を作成し、市町教育委員会等へ提供していきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
成長過程に応じた動物愛護教育	「命を考える動物愛護教室」の内容の検討及び開催				
	資料の作成	市町教育委員会等への提供			

○ 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施

学校で動物を飼養することは、子ども達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や人と動物の共通感染症に関する研修を実施していきます。

○ 犬のしつけ方教室の実施

犬のむだぼえやかみつき癖等、犬の飼養に関する問題を抱える飼い主からの相談や、これらを理由に犬の引取りを求められる事例が多いため、しつけの重要性及びその方法について講習会を実施します。

(3) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

- リーフレットの作成配布
- ポスター・看板の掲示
- 広報誌への掲載
- ホームページへの掲載
- ケーブルテレビ 等

市町、県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し様々な啓発媒体を活用して、動物の愛護及び適正飼養の広報に努めます。特に所有者の責務である「終生飼養」「適切な繁殖制限措置の実施」について積極的に広報していきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
動物愛護及び適正飼養の広報の拡充	様々な啓発媒体を活用した広報の実施				

- 普及啓発活動の場の拡大

飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、飼養に必要な器材や飼料などを販売する施設、動物取扱業、動物病院等の飼い主がよく利用する施設にポスター、パンフレットを置くなど、普及啓発を行う場を拡大していきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
普及啓発活動の場の拡大	パンフレット等の作成				

施策-2 適正飼養の推進（動物の健康・安全の確保）

（1）犬及び猫の引取り数の削減（飼い犬・飼い猫）

○ 安易な飼養防止の普及啓発

動物の安易な飼養を防ぐため、飼育講習会や動物取扱業者による販売時の説明の中で、病気になった場合や飼養にかかる経費、問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の世話の問題など、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。

○ 終生飼養の徹底

犬及び猫の引取り数を削減するには、飼い主が責任をもって終生飼養していくことが必要であり、動物取扱業者や行政機関などが終生飼養についての啓発を推進します。

特に行政機関においては、動物愛護管理法の改正により終生飼養の原則に反すると認められる犬猫の引取りについて、拒否できる旨のただし書きが追加されたため、動物愛護（管理）センター窓口や定点においてこれを適正に運用し終生飼養の徹底を図ります。

○ 適切な繁殖制限措置の推進

所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、不妊去勢措置の必要性について周知を図ります。

○ 定時定点数の見直し

飼い主が安易に犬及び猫を手放すことを防止するため、これまでに実施してきた定時定点数や引取り回数の削減について、その効果や影響を検証したうえで、そのあり方についてさらなる検討をしていきます。

(2) 犬及び猫の引取り数の削減（野良犬・野良猫）

○ 野良犬・野良猫対策の周知

行政機関，獣医師会，関係団体及び動物愛護推進員は野良犬・野良猫問題について，共通の認識を持ち，連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬，捨て猫，犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」の周知を図ります。

○ 地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立

市町及び地域住民に対し，野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに，長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援します。

年 度	26	27	28	29	30以降
地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立	モデル事業実施 ←→	地域における協議会の設立 ←→			

○ 引取る犬猫に関する情報の収集

地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に，餌やりをしている人や野良犬の親の居場所を把握するなどのために，引取る犬猫に関する情報の収集に努めます。

○ 飼主のいない猫支援活動の推進

住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する活動について，行政機関，獣医師会，関係団体等で実施方法を検討します。

年 度	26	27	28	29	30以降
飼主のいない猫支援活動の推進	検討会の開催(実施方法の調査・検討) ←→		モデル事業実施・検証・ガイドラインの作成 ←→		
			飼主のいない猫支援活動の実施 →		

(3) 元の所有者等への返還

- 所有者明示の推進
飼い主不明の犬及び猫が、円滑に元の所有者に返還できるようにするため、所有者情報を犬及び猫に取り付けるよう啓発します。
- 所有者情報（マイクロチップ等）の確認
保護された飼い主不明の犬及び猫について、名札・鑑札・マイクロチップ等の有無の確認を徹底し、元の所有者等への返還に努めます。
- ホームページの迷子情報の充実
動物愛護（管理）センターに収容された迷子の犬猫の写真、特徴などについてホームページに掲載し、迷子の犬猫の飼い主への返還に努めます。

(4) 収容された犬及び猫の譲渡の推進

- 譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大
譲渡対象となる犬猫の基準や譲渡対象者の範囲などの見直しを行い、譲渡に取り組むボランティア団体等への譲渡を積極的に行います。
- ホームページの譲渡情報の充実
個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載します。また、県、広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図ります。
- 譲渡制度の周知
譲渡制度の認知度を高めるため、様々な啓発媒体を活用して、譲渡制度の周知に努めます。

年 度	26	27	28	29	30以降
収容された犬及び猫の譲渡の推進	HPの見直し ←→	HP情報の充実、譲渡制度の周知 →			

(5) 動物の遺棄・虐待の防止

○ 掲示物の設置

動物の遺棄を未然に防止するため、捨て犬及び猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。

○ 調査・指導の徹底

動物愛護（管理）センターは、情報に基づき、調査・指導を実施し、動物の遺棄・虐待の防止を図ります。

○ 動物遺棄・虐待などの事件について協議

県内で、動物の遺棄・虐待などの大きな事件が発生した場合、協議会でその解決方法を協議します。

○ 虐待の具体事例の明記，罰則強化の周知徹底

虐待の具体事例が動物愛護管理法に明記されたこと及び愛護動物の殺傷，虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底を図るとともに，警察との連携をより一層推進することにより，遺棄及び虐待の防止を図ります。

(6) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進

市町と連携し，登録義務等の周知を行い，犬の登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。

また，県獣医師会や動物取扱業者の団体等と連携して，動物病院で受診する際や動物の販売時の説明の際に，登録や狂犬病予防注射の必要性を啓発します。

施策-3 動物による危害・迷惑防止

(1) 地域のルール遵守の指導・啓発

○ 犬の適正飼養

公園等の公共の場所で問題になっている放し飼い（ノーリード）については、条例違反であることを周知徹底します。糞の放置等の問題について、例えば、広島市は、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」で屋外の公共の場所での犬の糞の回収を義務付けているように、地域で飼い主の責務として守らなければならないルールの遵守についての啓発資料を作成し、市町や地域住民等との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

○ 猫の適正飼養

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることによる周辺への迷惑やトラブルを防止するために、餌を与える人に責任の自覚を促すパンフレットや掲示物等を作成し、市町を通じて町内会・自治会等に配布するなどして、啓発を行います。

また、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全保持並びに周辺環境の保全の観点から、猫の所有者に対し屋内飼養に努めるよう啓発します。

(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底

犬の咬傷事故に伴う飼い主責任について認識の向上を図るため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、動物愛護推進員による助言やボランティア団体による譲渡活動などでの活用を図ります。

(3) 狂犬病対応マニュアルの活用

狂犬病の発生と蔓延防止のため、必要に応じて狂犬病対応マニュアルの見直しを進めていきます。

年 度	26	27	28	29	30以降
マニュアルの見直し訓練等	マニュアル見直し 訓練等		見直し		見直し

(4) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に社会的責任を果たすことが厳しく求められています。

ついては、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と県などへの届出等を確実に実施するよう、周知を図っていきます。

(5) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底

特定動物飼養許可施設の監視を定期的に行い、動物の適正飼養等を指導し、飼養者に危害・迷惑防止の徹底に努めさせます。

(6) 人と動物の共通感染症の防止

人と動物の共通感染症防止に関する普及啓発資料を作成し、獣医師、関係機関と連携して、注意喚起に努めます。

施策-4 所有者明示（個体識別）措置の推進

（1）飼い主義務の周知徹底

動物の飼い主に対し、講習会等の機会を利用してマイクロチップの挿入等、所有者明示の有用性について普及啓発を図ります。

特に、犬の飼い主については、市町と連携して登録の実施と鑑札等の装着、飼い主義務の周知徹底を図るとともに、特定動物の飼養許可施設を対象に年1回以上の監視と適正飼養の普及啓発を行い、特定動物の個体識別措置及び管理の徹底を図ります。

（2）識別器具の整備

マイクロチップリーダー等、識別器具を行政機関へ整備し、所有者明示の有効性を高め、個体識別措置の推進を図ります。

施策-5 動物取扱業者の適正化

(1) 事業者評価に基づく重点的監視の実施

事業者に対する監視指導を効果的に行うとともに、事業者の主体的な取組を促進するため、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価結果の低い事業者に対して重点的な監視を実施していきます。

(2) 新たな業態の監視指導の実施

「競りあっせん」「譲受飼養」など新たに対象となった第一種動物取扱業、また、動物愛護管理法の改正により新たに届出対象となった「第二種動物取扱業」について、事業者からのヒアリングや立入調査により、業務の実態を把握し業態に合わせた適切な監視を実施していきます。

(3) 犬猫等販売業者の監視指導の徹底

犬猫等販売業者に対し、新たに規制された事項について、重点的に監視を実施していきます。

- 犬猫等健康安全計画の策定
- 獣医師との連携確保
- 終生飼養の確保
- 幼齢の犬猫に係る販売等の制限
- 帳簿の備付け及び定期報告 など

(4) 特定動物を販売する動物取扱業者への指導の徹底

特定動物を販売する動物取扱業者に対し、購入者の許可の有無について確認するだけでなく、販売する特定動物の飼養保管方法や個体識別措置の実施について適切に説明するよう指導していきます。

(5) 飼い主の責務に関する説明の徹底

動物販売業者が購入者に対し、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

(6) 動物取扱責任者研修の充実

動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導するとともに、研修内容の充実を図っていきます。

施策-6 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物取扱施設への普及啓発

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため、アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、行政関係部局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則*」等の普及啓発を行っていきます。

※ 3R の原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減 (Refinement)」「使用数の削減 (Reduction)」「代替法の活用 (Replacement)」をいう。

年 度	26	27	28	29	30以降
実験動物施設への普及啓発	調査内容の検討 ←→	アンケート調査 ←→		アンケート調査 ←→	
			普及啓発の実施 →		

施策-7 産業動物の適正な取扱いの推進

畜産業者等への指導

産業動物の飼養及び保管に関する基準の通知等を関係機関に通知し、産業飼い主への周知を図ります。

施策-8 災害時対策

(1) 県及び市町の防災計画への参画

協議会において、本県における災害時の動物愛護対策について協議し、その内容を県の防災計画に盛り込み、市町の取組が促進されるよう、支援していきます。

(2) 災害時対策を適切に行うための体制の整備

所有者責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ります。

(3) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について、平常時から避難場所の確保やマニュアルの準備などに主体的に取り組むよう、動物取扱業者への指導を徹底します。

(4) 特定動物の災害時対策の徹底

災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づき、飼い主に対して飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視・指導を強化します。

(5) 災害時対策のネットワークの構築

災害時に動物愛護推進員、獣医師会、関係団体及びボランティア等と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進していきます。

施策-9 人材育成

(1) 行政担当者の知識・技術の習得の支援

市町の行政担当者に対して研修会を実施し、専門的な知識・技術の習得を支援します。

(2) 動物愛護推進員の育成

動物愛護推進員の委嘱を推進するとともに、動物愛護推進員が地域における動物愛護の中心的な役割を果たすため、動物の愛護や正しい飼い方について助言できるように研修を行います。

(3) 専門知識を持つ者の育成

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るため、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生、講師を対象として、研修会を開催し、関係法令や人と動物の共通感染症等に関する情報を提供していきます。

また、学校等において、講義の際に使用する動物の適正な取扱いが確保されるよう、動物飼養の実態を調査し、結果に基づき、動物の愛護と適正飼養について指導していきます。

(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用

適正飼養に関する専門知識及び技能等を保持する人材を官民でより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討します。

施策-10 調査研究の推進

(1) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

(2) 研究目録の作成

過去の調査研究のとりまとめを行い、今後の調査研究及び県や市町の施策に反映させていきます。

第5 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上

動物取扱業の監視体制の充実を図ります。業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する所内研修などを実施し、動物愛護担当職員のスキルアップを行い、動物愛護（管理）センターの対応能力の向上に努めます。

(2) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

市町の担当者会議において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行って、担当者の業務への取組を支援します。

4 関係団体との連携推進

獣医師会及び動物愛護団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

5 達成状況の点検と計画の見直し

本計画の達成状況は、毎年協議会において点検を行います。

また、県は、協議会の定期的な点検と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。

参 考 资 料

具体的取組一覧

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
普及啓発	動物愛護週間行事の 充実	どうぶつ愛護のつど い(フェスティバル)	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	行事への参加 行事への参加 参加 主催, 共催 行事への参加 参加 主催, 共催 主催
		動物慰霊式	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 研究機関 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市 関係業者	行事への参加 参加 参加 参加 参加 主催 参加 主催, 参加 主催, 参加
	動物愛護教育の充実	飼育講習会の開催	地域住民 飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 主催, 共催 主催, 共催 場所の提供等協力 主催
		ふれあい動物愛護教 室の実施	地域住民 飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 協力 協賛 協力 協力 主催
		命を考える動物愛護 教室の実施	地域住民 飼い主 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 協力, 主催 協力 主催
	学校飼養動物の適正 飼養等に関する研修 の実施	地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市 関係機関	参加 主催 協力, 主催 協力 主催 主催(教育委員会, 実施の小学校, 幼稚園)	

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
普及啓発	動物愛護教育の充実 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	犬のしつけ方教室の実施	地域住民 飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	参加 参加 主催、協力 主催、協力 協力 主催
		リーフレット、ポスター・看板、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどの活用	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	広報の実施 広報の実施 広報の実施
		普及啓発活動の場の拡大	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 協力 協力 主催
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減(飼い犬・飼い猫)	安易な飼養防止の普及啓発	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
		終生飼養の徹底	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	終生飼養の徹底 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
		適切な繁殖制限措置の推進	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	不妊去勢手術の実施 啓発 啓発 啓発 啓発、不妊去勢助成金制度の検討 啓発、不妊去勢助成金制度の検討
		定時定点数の見直し	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 主催
	犬及び猫の引取り数の削減(野良犬・野良猫)	野良犬・野良猫対策の周知	飼い主 地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	捨て犬・捨て猫の禁止、飼い犬の係留義務の遵守、猫の屋内飼養、不妊去勢手術の実施 無責任な餌やり行為の禁止 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発

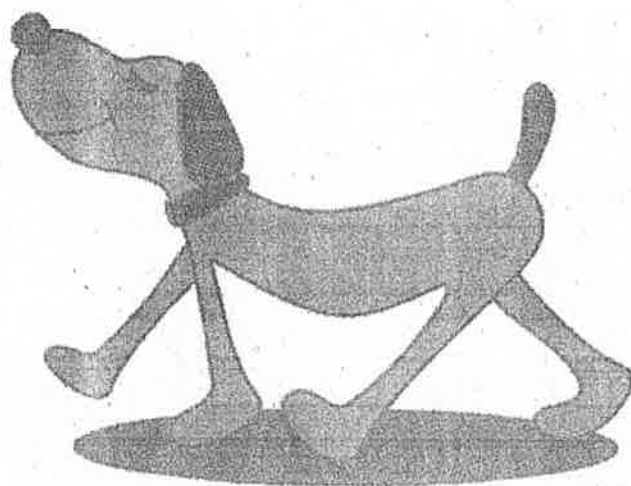
施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	犬及び猫の引取り数の削減(野良犬・野良猫)	地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設立	飼い主 地域住民 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協議会の設立 協力 協力 協議会の設立 協議会の設立, 協力
		引取る犬猫に関する情報の収集	地域住民 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 実施, 協力 実施
		地域猫活動の推進	飼い主 地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 地域猫活動の実施 活動の推進 活動の推進 活動の推進 活動の推進 活動の推進
	元の所有者等への返還	所有者明示の推進	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	名札, 犬鑑札, マイクロチップの装着 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
			所有者情報(マイクロチップ等)の確認	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市
		ホームページの迷子情報の充実	飼い主 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	HPの確認 啓発 啓発 啓発 連携, 啓発 HPの迷子情報の充実
			収容された犬及び猫の譲渡の推進	譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大
	ホームページの譲渡情報の充実	地域住民 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市		HPの確認 啓発 啓発 啓発 連携, 協力 HPの譲渡情報の充実

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組	
適正飼養の推進 (動物の健康・安全の確保)	収容された犬及び猫の譲渡の推進	譲渡制度の周知	(社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	啓発 啓発 啓発 連携, 協力 主催	
		動物の遺棄・虐待の防止	掲示物の設置	地域住民 市町	掲示物の設置 掲示物の設置
			調査・指導の徹底	飼い主 動物取扱業者 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 啓発, 協力 啓発 調査・指導の実施及び啓発
			動物遺棄・虐待などの事件について協議	(社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	情報交換及び協議 情報交換及び協議 情報交換及び協議 情報交換及び協議
			虐待の具体事例の明記, 罰則強化の周知徹底	動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
			犬の登録・注射の促進	犬の登録・注射の促進	飼い主 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市
動物による危害・迷惑防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養	飼い主 地域住民 動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発, 指導 啓発, 指導	
		猫の適正飼養	飼い主 地域住民 動物取扱業者 (社) 広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	適正飼養の徹底 協力 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発, 指導 啓発, 指導	

施策	具体的取組大分類	具体的取組小分類	実施主体	実施主体の取組
動物による危害・迷惑防止	犬による咬傷事故の未然防止の徹底	テキストの活用	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	学習・実行 啓発 啓発 啓発 作成・啓発
	狂犬病対応マニュアルの活用	狂犬病対応マニュアルの見直し・訓練	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 実施
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	特定動物の飼い主責の周知徹底	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	学習、実行 啓発、協力 啓発、協力 啓発、協力 監視指導の実施
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施
	人と動物の共通感染症の防止	普及啓発資料の作成	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 研究機関 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	配布等協力 作成・配布 協力 配布等協力 作成・配布
所有者明示(固体識別措置)の推進	飼い主義務の周知徹底	所有者明示の必要性についての意識啓発	飼い主 動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	名札、犬鑑札、マイクロチップの装着 啓発 啓発 啓発 啓発 啓発
	識別器具の整備	マイクロチップリーダーの配備	(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 配備
動物取扱業の適正化	事業者評価に基づく重点的監視の実施	事業者評価に基づく重点的監視の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 評価台帳の作成・監視の実施
	新たな業態の監視指導の実施	新たな業態の監視指導の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施
	犬猫販売業者の監視指導の徹底	犬猫等健康安全計画獣医師との連携確保 終生飼養の確保 幼齢犬猫の販売制限 帳簿の備付け 定期報告などの確認	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 監視指導の実施

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
動物取扱業の適 正化	特定動物を販売する 動物取扱業者への指 導の徹底	特定動物購入者に対し飼養保管方法や個 体識別措置の実施に ついて説明するよう 指導	動物取扱業者 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	特定動物購入者への説明の徹底 協力 特定動物販売業者の指導
	飼い主の責務に関す る説明の徹底	飼い主の責務に関す る説明の徹底	動物取扱業者 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	動物購入者への説明の徹底 協力 動物取扱業者の指導
	動物取扱責任者研修 の充実	動物取扱責任者研修 内容の充実	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	受講 協力 協力 主催
実験動物の適正 な取扱いの推進	実験動物施設への普 及啓発	実験動物施設へのア ンケート調査等によ る飼養状況等を把握	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 施設の把握、アンケート調査の実 施、啓発
		「3Rの原則」及び実 験動物の飼養保管等 の基準の普及啓発	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発
産業動物の適正 な取扱いの推進	畜産業者等への指導	国から配布された資 料の配布	(社)広島県獣医師会 県・広島市・呉市・福山市	協力 啓発
災害時対策	県及び市町の防災計 画への参画	防災計画に動物愛護 に関する内容を追加	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 実施 実施
	災害時対策を適切に 行うための体制の整 備	地域の実情や災害の 種類に応じた対策を 適切に行うことがで きる体制の整備	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 体制の整備 体制の整備
	動物取扱業者の災害 時対策の徹底	動物取扱業者への災 害時対応マニュアル 作成等の取り組み指 導	動物取扱業者 県・広島市・呉市・福山市	マニュアル作成 マニュアル案の作成等の助言
	特定動物の災害時対 策の徹底	特定動物の逸走時の 対応マニュアルに基 づいた監視・指導	飼い主 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 マニュアル作成・監視指導
	災害時対策のネット ワークの構築	動物愛護団体等との ネットワークの構築	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 動物愛護推進員 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークに参加 ネットワークの構築

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	行政担当者の知識・技術の習得の支援	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	研修会へ参加 研修会の開催
	動物愛護推進員の育成	動物愛護推進員の委嘱	(社)広島県獣医師会 動物愛護団体 ペット関連業界団体 県・広島市・呉市・福山市	動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦 動物愛護推進員の推薦・委嘱
		研修の実施	市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 研修の開催
	専門知識を持つ者の育成	専門学校等の学生・講師を対象とした研修会の実施	県・広島市・呉市・福山市	研修会等の実施
		学校等における動物の適正飼養指導	(社)広島県獣医師会 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	主催 協力 主催
	専門知識及び技能等を持つ人材の活用	人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討	動物取扱業者 (社)広島県獣医師会 動物愛護団体 市町（3市を除く） 県・広島市・呉市・福山市	協力 協力 協力 協力 仕組みの検討
調査研究の推進	調査研究の実施	人と動物の共通感染症に関する調査・研究	(社)広島県獣医師会 研究機関 県・広島市・呉市・福山市	獣医学会主催 調査研究の実施 調査研究の実施
	研究目録の作成	過去の調査研究の取りまとめ	(社)広島県獣医師会 研究機関	調査研究の取りまとめ（学術振興事業） 過去の調査研究の取りまとめ



平成26(2014)年3月
広島県動物愛護管理推進計画
平成26(2014)年度 → 平成35(2023)年度

広島県

